

1998年 3月 4日発行 昭和51年12月22日第三種郵便物認可
KSK 通刊1815号(毎月12回2.3.4.5のつく日発行)

KSKきずな95号

障害者地域作業所の利用者・家族・職員の

生活ホーム、グループホームに対する

意 識 調 査

1997年11月調査実施

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2
神奈川県社会福祉会館内
☎045-311-1421内222

目次

はじめに

調査報告		P
1. 調査の概要	2
2. 生活ホーム（グループホーム）の運営主体	3
3. 生活ホーム（グループホーム）の定員	4
4. 神奈川県内施設、地域作業所利用者の実態	5
5. 利用者回答の集計	6
1) 回答者の年代と程度		
2) 将来どういうところで生活したいですか		
3) 生活ホーム、グループホームを知っていますか？		
4) 生活ホーム、グループホームを見学した事がありますか？		
5) 生活ホーム、グループホームに対して どういう思いを持っていますか？		
6. 家族回答の集計	9
1) 回答者の年代		
2) 子供の将来の生活の場についてどうお考えですか？		
3) 生活ホーム、グループホームを知っていますか？		
4) 生活ホーム、グループホームを見学した事がありますか？		
5) 地域作業所利用者の家庭等での主な支援者状況		
7. 職員回答の集計	13
1) 生活ホーム、グループホームのことを 利用者に対し説明したことがありますか？		
2) どういう説明の仕方をしましたか？		
3) どうして説明されていないのでしょうか？		
4) ホームの必要性を感じますか？		
5) ホームとの間で交流、情報交換をしていますか？		
6) 将来ホームを作ることを考えていますか		
8. 利用者の意見集約	16
1) 将来どういうところで暮らしたいですか？		
9. 家族の意見集約	18
1) 子供の将来の生活の場についてどうお考えですか？ またその理由についてお聞きします。		
2) 生活ホーム、グループホームに対して どういう思いをもっていますか？		
3) その他ご意見		
10. 職員の意見集約	26
1) 生活ホーム、グループホームに対して どういう思いを持っていますか？		
2) ホームを作る上での問題点がありますか？		

参考資料

神奈川県精神薄弱者生活ホーム設置運営要綱	30
横浜市障害者グループホーム設置運営要綱	34
川崎市精神薄弱者生活ホーム設置運営要綱	38
神奈川県内精神薄弱者生活ホーム一覧	40
平成9年度国・神奈川県・横浜市・川崎市の グループホーム、生活ホームの補助額	46
意識調査依頼、内容表	48

まとめ

この報告書は、(財)日揮社会福祉財団の助成金より作成しています。

1998年 3月 4日発行 昭和51年12月22日第三種郵便物認可
KSK 通刊1815号(毎月12回2.3.4.5 のつく日発行)

発行 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752

編集 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

県社会福祉会館内 045-311-1421内222

頒価 800円

- ◎ 神奈川県福祉部障害福祉課
〒231-8588 横浜市中区日本大通り1 045(201)1111 代表
- ◎ 横浜市福祉局障害福祉課
〒231-81480 横浜市中区港町1-1 045(671)2121 代表
- ◎ 川崎市健康福祉局障害福祉課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 044(200)2111 代表

(生活ホーム・グループホーム開設のための問い合わせ先)

〈県 域〉

- ホームの場所が市域の場合・・・各市福祉事務所
- ホームの場所が町村域の場合・・・県保健福祉事務所

〈横 浜 市〉

- A型(運営委員会)・・・(財)横浜市在宅障害者援護協会
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752
横浜ポール3F
045(471)0556 代表
- B型(法人)・・・横浜市福祉局障害福祉課
045(671)2121 代表

〈川 崎 市〉

- 運営委員会・・・(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
〒210-0853 川崎市川崎区田島町6-3
044(333)8366
- 法 人 川崎市健康福祉局障害福祉課
044(200)2111 代表

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会調査・研究部員名簿

	氏 名	地 区 名	所 属
調査・研究部担当副会長	海原 泰江	横須賀地区	あまね共同作業所
調査・研究部部长	矢沢 洋	湘南・東地区	木曜クラブ
調査・研究部副部长	薄葉 雄一	県央地区	大和福田作業所
調査・研究部員	秋元 俊雄	川崎地区	小倉旭作業所
調査・研究部員	石井 明光	相模原地区	マーブリングハウス
調査・研究部員	小川ハルヒ	湘南・西地区	福祉作業所第二ひのきの家
調査・研究部員	横溝 泰世	西湘地区	福祉作業所うぐいすの家
調査・研究部員	国分 達也	県央地区	大和すずな作業所
調査・研究部員	開発 正明	湘南・西地区	ひこうき雲
調査・研究部員	佐々木画生	横浜地区	障害者地域活動ホーム いずみ 会館
調査・研究部員	内田 真一	横浜地区	ともしびの家

はじめに

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会 会 長 高 下 昇

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会（県障作連）では、毎年神奈川県内の障害者地域作業所の実態調査を行い、その結果を分析し報告書（資料）として発行しております。

その調査の中で近年地域作業所利用者の高齢化はもとより、家族の高齢化問題も顕著になってきました。そこで、家族の将来に対する「不安」と「悩み」は、在宅福祉・地域生活支援と大きく関わっている地域作業所としても、この現実を重視し、早急に対策を考えなければならないところまで来ています。

県障作連としましても、高齢化問題は個々の地域作業所や地区の問題としてではなく、全体の問題としていかに考え、いかに行動していくか、組織として取り組まなければならない時期に来ていると思います。

さしあたり、第1に地域作業所内でも現状の中でもできることは何か、第2にあらゆる制度情報を広く収集検討し、活用の方法を考える、第三に、関係機関との連携を強化し、地域生活の支援ネットワークを作ること、等が考えられます。

最後に今回の実態調査は知的障害者及び家族を対象と範囲は限られてはいますが、生活ホーム・グループホームの重要性と情報を加味した新しい試みをしてください。調査・研究部の皆様の努力に感謝いたします。

この調査が地域作業所における、高齢化対応に対する問題提起になれば幸いです。

市川市、津田沼、浦和区、東山、市野野原	市野野原
市野野原、市野野原、市野野原、市野野原、市野野原	市野野原
市野野原	市野野原

1. 調査の概要

調査主体 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会

調査日 平成9年11月

対象者 神奈川県内の障害者地域作業所に通う利用者195名（現在生活ホーム、グループホームを利用していない知的障害者）およびその家族195名、地域作業所職員100名 合計490名

調査方法 無作為抽出のアンケート記入による（無記名）
利用者に関しては、聞き取り調査の形もしました。

回収率 全体 90.2%

地区別名	調査依頼数			回収数		
	利用者数	家族数	職員数	利用者数	家族数	職員数
横浜地区	40	40	20	39	36	21
川崎地区	20	20	10	10	10	5
横須賀地区	25	25	15	23	25	16
湘南・東地区	26	26	13	26	26	13
湘南・西地区	20	20	10	15	15	9
西湘地区	20	20	10	20	20	10
相模原地区	24	24	12	18	26	9
県央地区	20	20	10	20	20	10
合計	195	195	100	171	178	93
				87.7%	91.3%	93%

ブロック名	地区別名	行政地域
第Ⅰブロック	川崎地区	川崎市
	横須賀地区	横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町
第Ⅱブロック	湘南・東地区	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町
	湘南・西地区	平塚市・大磯町・二宮町
	西湘地区	小田原市・秦野市・南足柄市・中井町・大井町 松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町
第Ⅲブロック	相模原地区	相模原市・城山町・津久井町・相模湖町・藤野町
	県央地区	厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市 伊勢原市・愛川町・清川村
	横浜地区	横浜市

2. 生活ホーム、グループホームの運営主体

(平成9年度のアンケート)(平成9年度神奈川県障害児対策の概要から)

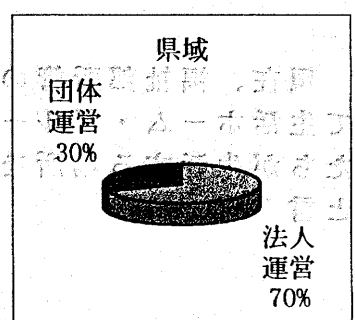
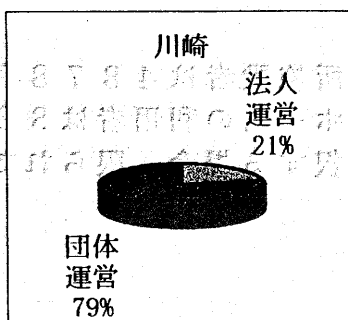
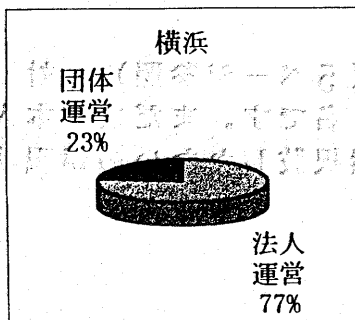
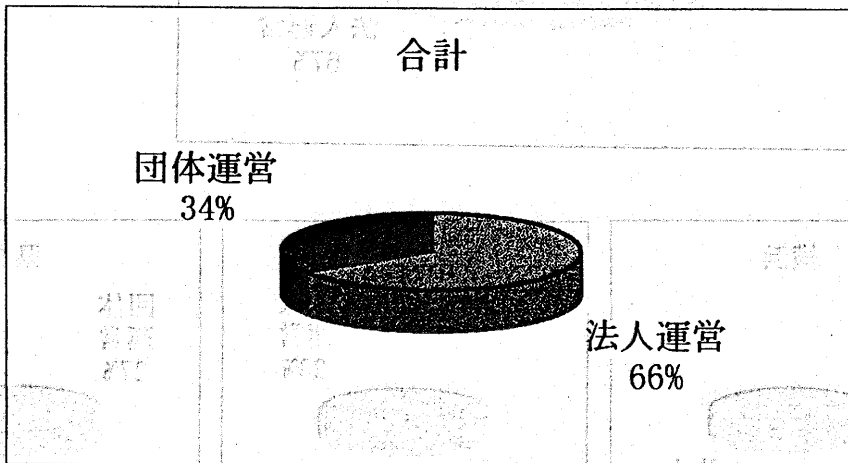
	法人運営	団体運営
横浜	62	18
川崎	6	22
県域	55	24
合計	123	64

平成 9 年 4 月現在

施設種別	法人運営	団体運営
生活ホーム	118	58
グループホーム	5	6
合計	123	64

運営主体に関しては、法人運営が圧倒的に多く、川崎においては団体運営が多いのが特徴です。

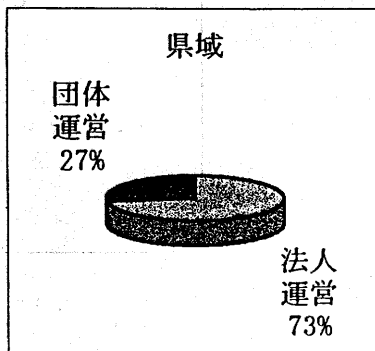
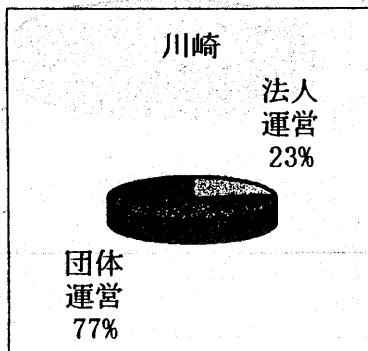
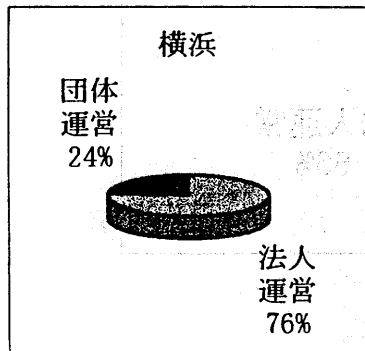
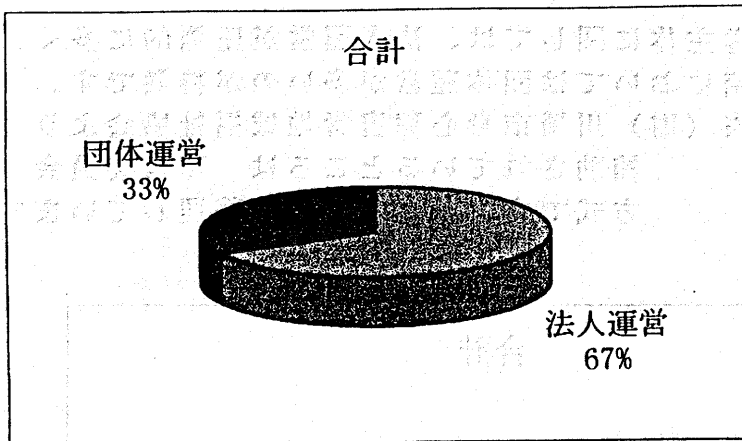
※(財)川崎市身心障害者地域福祉協会より補助されているところは運営委員会方式ですので団体として整理しています。



3. 生活ホーム、グループホームの定員 (平成9年度神奈川県障害児対策の概要から)

	法人運営	団体運営
横浜	286	89
川崎	28	95
県域	286	108
合計	600	292

平成 9 年 4 月現在



現在、福祉部所管の入所施設者は4878名（5ページ参照）、対して生活ホーム・グループホームの利用者は892名です。まだまだ本人たちが生活する場所を選択する場合、限られた選択肢しかないのが現状と言えます。

4. 神奈川県内施設、地域作業所利用者の実態

			平成9年4月現在		
所管	種別	施設名	施設数	入所	通所
福祉部	知的障害	更生施設	84	3288	1837
		授産施設	36	340	1409
		福祉工場	1		40
	身体障害	視覚障害者更生施設	1	20	4
		肢体不自由者更生施設	2	60	11
		重度身体障害者更生援護施設	2	160	
		内部障害者更生施設	1	80	
		療護施設	7	530	
		授産施設	11	275	113
		重度授産施設	2	125	20
通所授産施設		12		278	
	福祉工場	1		20	
衛生部	精神障害	通所授産施設	3		60
			163	4878	3792

所管	作業所名		施設数	通所
福祉部	障害者地域作業所		276	3763
	県域	障害者地域活動センター	17	297
	横浜	障害者活動ホーム	10	249
	川崎	心身障害者サービス事業	13	271
	家庭内作業所		6	75
衛生部	精神障害者地域作業所		121	2525
			443	7180

5. 利用者回答の集計

1)

回答者年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	無回答	合計
	11	94	29	24	9	0	3	170

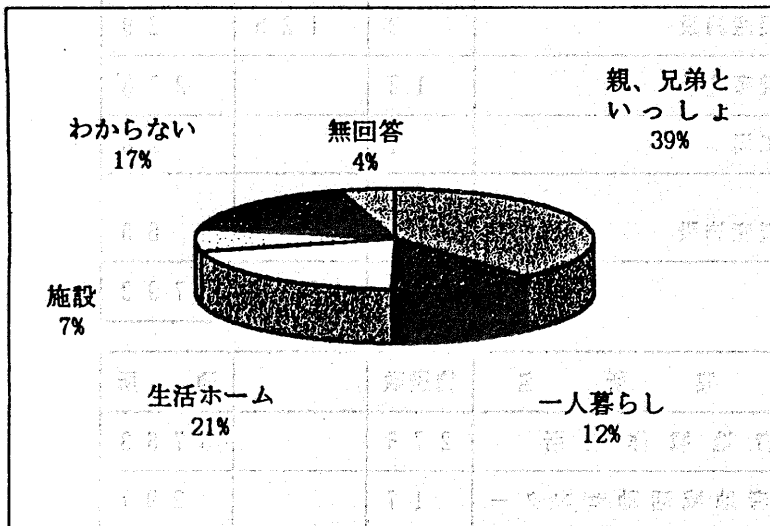
回答者障害程度

A1	A2	B1	B2	無回答	合計
8	49	43	19	51	170

2) 将来どういうところで生活したいですか

(複数回答可)

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
親、兄弟といっしょ	16	1	10	6	13	9	8	6	69
一人暮らし	5	3	4	0	4	1	3	1	21
生活ホーム・グループホーム	8	1	6	2	1	5	4	10	37
施設	3	2	2	1	1	1	1	2	13
わからない	5	2	2	6	4	3	6	3	31
無回答	2	1	4	0	1	0	0	0	8
合計	39	10	28	15	24	19	22	22	179

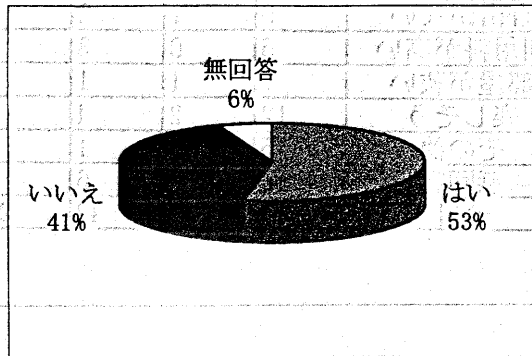


親、兄弟といっしょの回答の方が39%ですが、一人暮らし、生活ホーム、施設を希望する方も合計40%とほぼ同数です。

3) 生活ホーム、グループホームを知っていますか

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
はい	24	4	14	5	13	10	8	14	92
いいえ	11	5	8	10	9	10	12	6	71
無回答	4	1	4	0	1	0	0	0	10
合計	39	10	26	15	23	20	20	20	173

はい 92
 いいえ 71
 無回答 10

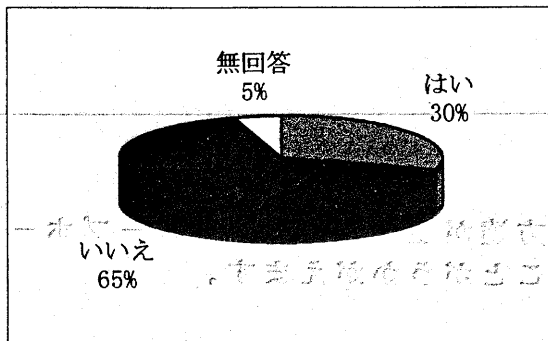


いいえと回答された方が41%いらっしゃいますが、今後利用者の方にたいして生活ホーム・グループホームの情報提供を進めていく必要があります。

4) 生活ホーム、グループホームを見学した事がありますか？

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
はい	15	2	6	2	10	5	4	6	50
いいえ	22	7	16	13	12	11	16	14	111
無回答	2	1	4	0	1	0	0	0	8
合計	39	10	26	15	23	16	20	20	169

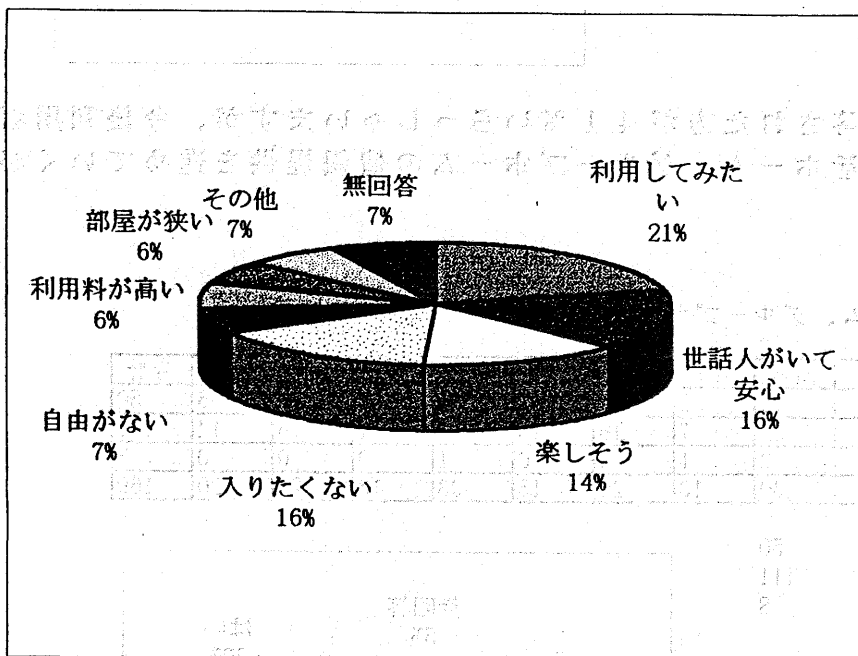
はい 50
 いいえ 111
 無回答 8



生活ホーム・グループホームを知っている方の半数が実際に見学をされているようです。

5) 生活ホーム、グループホームに対して
 どういう思いを持っていますか？ (複数回答可)

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
利用してみたい	13	2	9	7	8	6	8	11	64
入りたくない	10	4	5	3	10	5	7	5	49
世話人がいて安心	10	2	11	3	9	3	7	5	50
自由がない	9	1	2	0	6	1	2	0	21
利用料が高い	6	0	3	1	4	4	0	2	20
部屋が狭い	7	1	1	0	4	3	0	3	19
楽しそう	12	2	4	2	8	4	3	8	43
その他	5	3	1	2	3	3	3	1	21
無回答	6	2	6	4	3	0	0	1	22
合計	78	17	42	22	55	29	30	36	309



利用者の方達が生活ホーム・グループホームに対して、様々な思いを抱いていることがうかがえます。

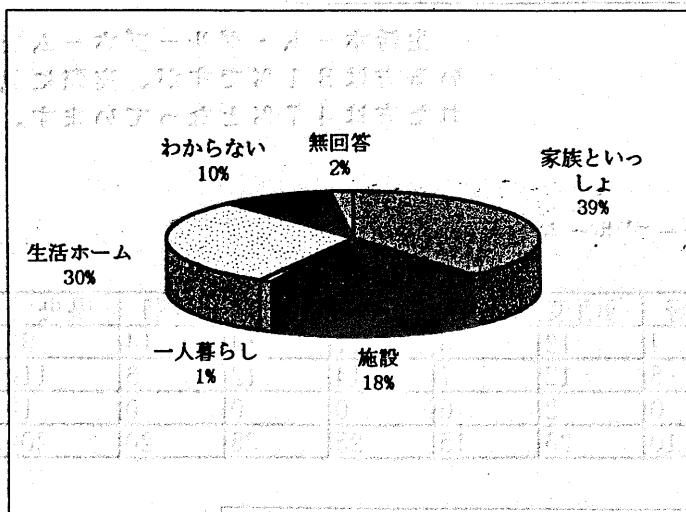
6. 家族回答の集計

1) 回答者の年代

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	無回答	合計
2	0	37	80	31	15	3	10	178

2) 子供の将来の生活の場についてどうお考えですか？

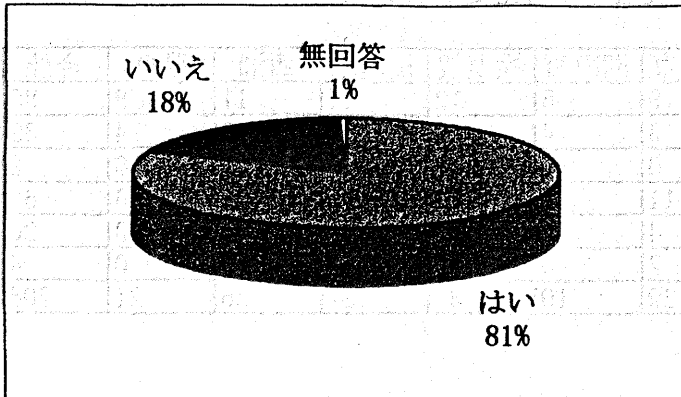
	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
家族といっしょ	19	5	9	5	12	11	11	8	80
施設	8	1	3	4	8	7	3	4	38
一人暮らし	1	0	0	0	0	0	1	0	2
生活ホーム	12	4	11	8	7	5	9	6	62
わからない	3	0	4	2	2	4	2	3	20
無回答	0	0	2	0	2	0	0	0	4
合計	43	10	29	19	31	27	26	21	206



親が元気なうちは共に暮らし、老後は施設、生活ホーム・グループホームにという複数回答が多数みうけられました。生活ホーム・グループホームを選択された方が30%と多く、期待が高いものと思われます。

3) 生活ホーム、グループホームを知っていますか？

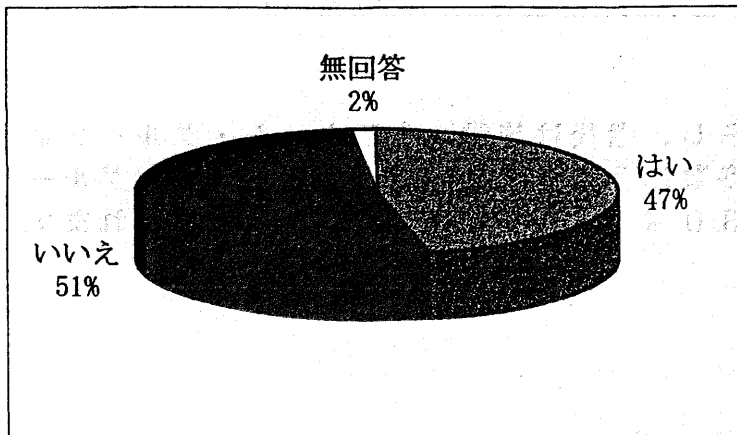
	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
はい	33	8	17	12	19	19	18	18	144
いいえ	3	2	8	3	6	6	2	2	32
無回答	0	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	36	10	26	15	25	25	20	20	177



生活ホーム・グループホームを知っている方は81%ですが、実際に見学をされた方は47%となっています。

4) 生活ホーム、グループホームを見学した事がありますか？

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
はい	12	4	12	8	11	14	14	8	83
いいえ	24	6	12	7	14	12	6	11	92
無回答	0	0	2	0	0	0	0	1	3
合計	36	10	26	15	25	26	20	20	178



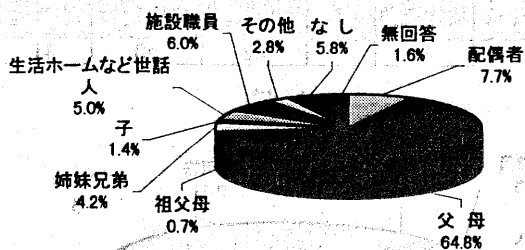
5) 地域作業所利用者の家庭等での主な支援者状況
 (平成9年度神奈川県内障害者地域作業所調査より)

利用者の主な支援者

地区	配偶者	父母	祖父母	姉妹兄弟	子	生活ホーム など世話人	施設職員	その他	なし	無回答	合計
横浜	129	1,327	20	73	18	129	108	77	200	63	2,144
川崎	69	268	2	41	9	32	58	41	38	0	558
横須賀	46	519	0	31	12	5	42	13	26	0	694
湘南東	56	320	9	15	7	37	4	4	17	0	469
湘南西	31	210	1	9	5	29	24	6	5	0	320
西湘	22	109	2	18	4	5	31	8	9	0	208
相模原	20	458	5	20	5	23	45	2	13	0	591
県央	50	360	1	22	16	14	16	5	14	27	525
合計	423	3,571	40	229	76	274	328	156	322	90	5,509

地区	配偶者	父母	祖父母	姉妹兄弟	子	生活ホーム など世話人	施設職員	その他	なし	無回答	合計
合計	423	3571	40	229	76	274	328	156	322	90	5509

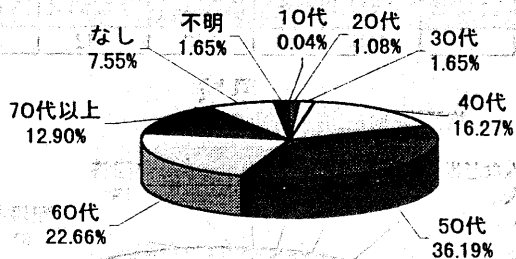
合計



主な支援者の年齢

地区	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	なし	不明
合計	2	51	78	767	1706	1068	608	356	78

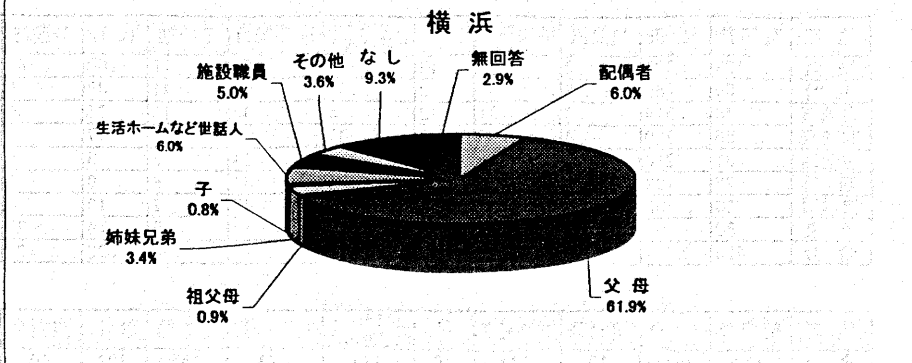
合計



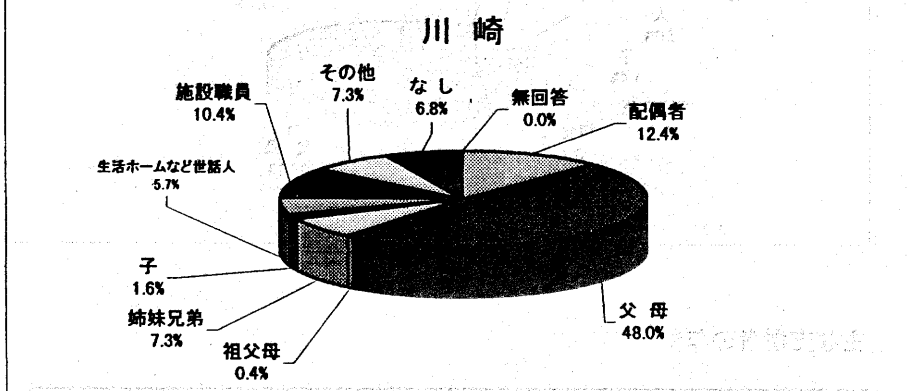
主な支援者の年齢は、60歳以上が3分の1以上を占めています。支援者の高齢化がすすんでいます。

利用者の主な支援者

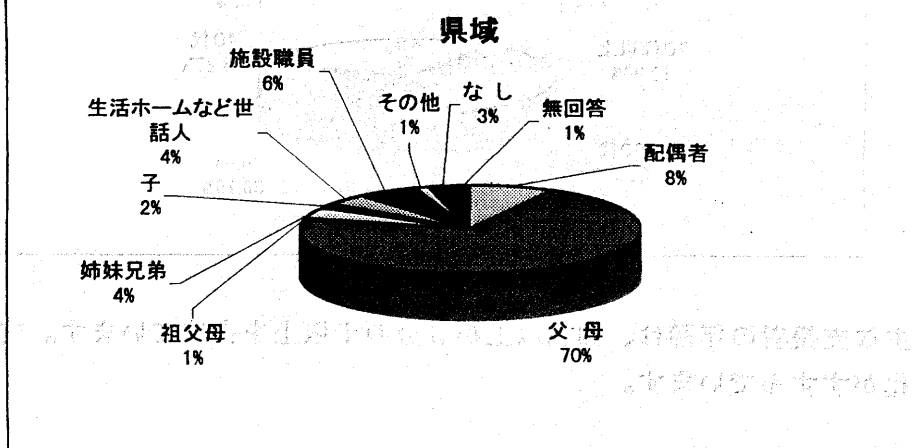
配偶者	父母	祖父母	姉妹兄弟	子	生活ホーム など世話人	施設職員	その他	なし	無回答	合計
129	1,327	20	73	18	129	108	77	200	63	2144



配偶者	父母	祖父母	姉妹兄弟	子	生活ホーム など世話人	施設職員	その他	なし	無回答	合計
69	268	2	41	9	32	58	41	38	0	558



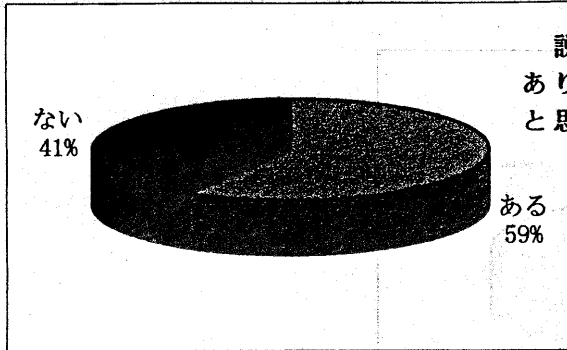
地区	配偶者	父母	祖父母	姉妹兄弟	子	生活ホーム など世話人	施設職員	その他	なし	無回答	合計
県域	225	1976	18	115	49	113	162	38	84	27	2807



7. 職員回答の集計

1) 生活ホーム、グループホームのことを
利用者に対し説明したことがありますか？

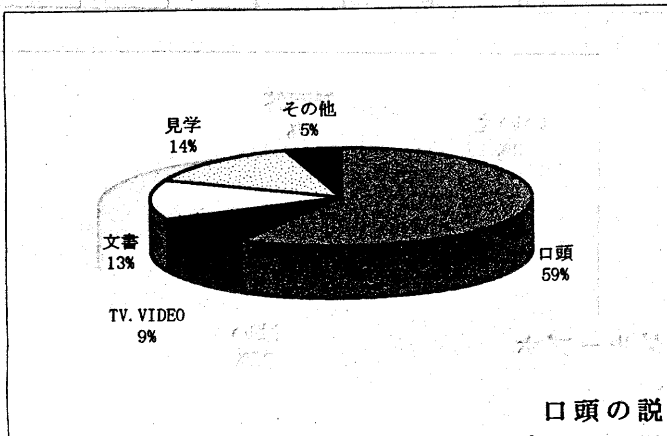
	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
ある	13	4	7	5	8	6	8	4	55
ない	9	1	6	4	8	3	2	6	39
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	5	13	9	16	9	10	10	94



説明をされていないところが41%もあり、今後利用者に対し情報提供が必要と思われます。

2) あると答えた方にお聞きします。
どういう説明の仕方をしましたか？

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
口頭	13	4	5	5	6	5	8	4	50
TV. VIDEO	4	1	0	0	2	0	1	0	8
文書	2	1	2	1	1	3	0	1	11
見学	1	0	0	0	3	4	1	3	12
その他	1	1	1	1	0	0	0	0	4
無回答	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	21	8	8	7	12	12	10	8	86



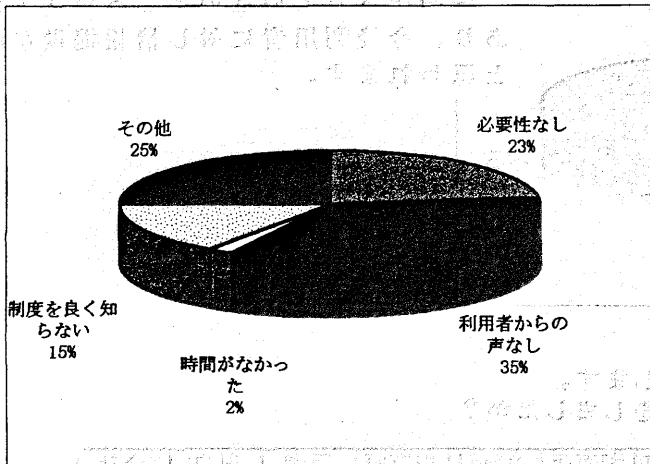
口頭の説明は知的障害の方にはわかりづらいと思われるので、ビデオ等によるわかりやすい情報提供が必要と思われます。

3) ないと答えた方にお聞きします。

どうして説明されていないのでしょうか？

(複数回答可)

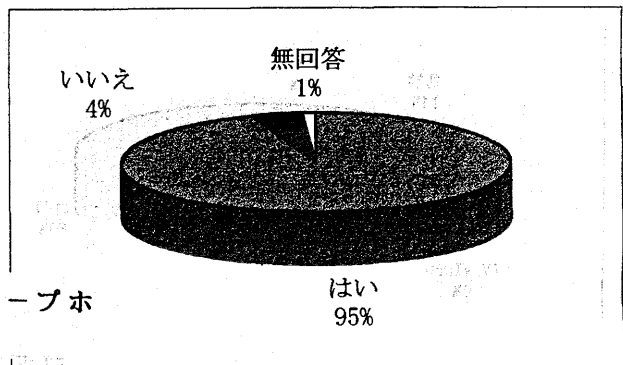
	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
必要性なし	3	0	2	1	2	0	2	2	12
利用者からの声なし	2	0	4	2	4	3	0	3	18
時間がなかった	0	0	1	0	0	0	0	0	1
制度を良く知らない	1	1	1	1	2	0	0	2	8
その他	2	0	1	2	3	4	0	1	13
無回答	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	8	2	9	6	11	7	2	8	53



4) 知的障害者が地域で生活する上で

生活ホーム・グループホームの必要性を感じますか？

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
はい	21	5	12	9	16	9	10	7	89
いいえ	1	0	0	0	0	0	0	3	4
無回答	0	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	22	5	13	9	16	9	10	10	94

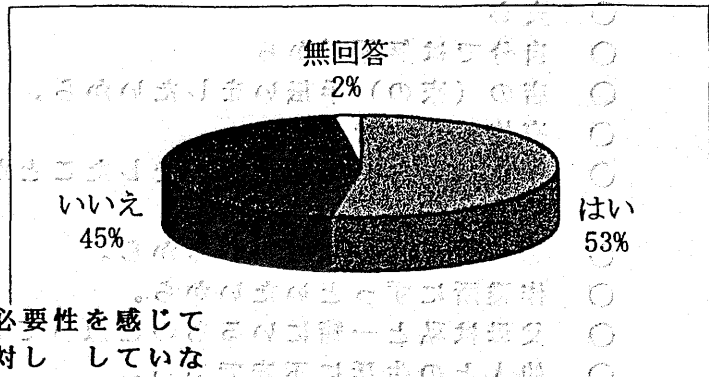


95%の方が生活ホーム・グループホームの必要性を感じています。

5) 作業所と生活ホーム・グループホームとの間で
交流、情報交換をしていますか？

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
はい	17	2	7	5	6	3	3	7	50
いいえ	6	2	5	3	10	7	7	3	43
無回答	0	1	1	0	0	0	0	0	2
合計	23	5	13	8	16	10	10	10	95

はい 50
いいえ 43
無回答 2

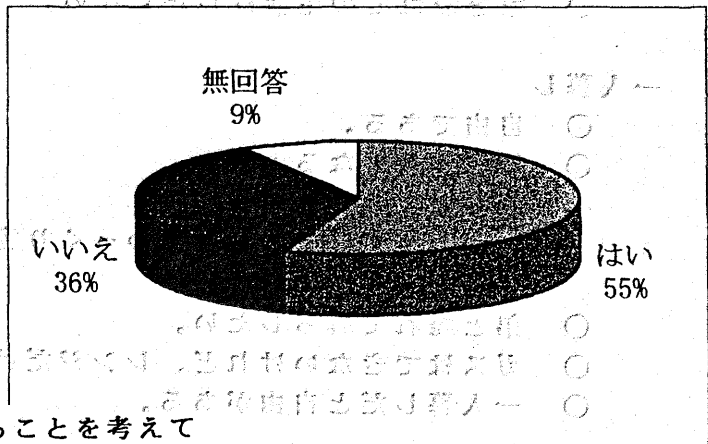


前述の通り、ホームの必要性を感じて
いる方が95%あるのに対し、してい
ない所が45%あり、今後、交流・情報交
換の必要があります。

6) 作業所（単独でなくても可）として将来生活ホーム・
グループホームを作っていますか？

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	西湘	県央	合計
はい	10	1	9	7	7	4	6	7	51
いいえ	8	3	4	1	7	4	3	3	33
無回答	4	1	0	0	2	0	1	0	8
合計	22	5	13	8	16	8	10	10	92

はい 51
いいえ 33
無回答 8



将来、生活ホームを作っている作業所が半数以上あります。

8. 利用者の意見集約

1) 将来どういうところで暮らしたいですか？

親、兄弟といっしょ

- おかあさんが好きです
- 病気になったとき看病してもらえるから
- 安心
- 自分では無理だから
- 店の（家の）手伝いをしたいから。
- 家族が好きです。
- 今まで親から離れた生活をしたことがないので他のことは考えられない。
- お兄さんと一緒にいれるから。
- 作業所にずっといたいから。
- 父母は私と一緒にいるものと思っている。
- 他人との生活に不安である。
- ずっと家族と一緒にいい。
- お互いに寂しいから。
- 手伝いや散歩などやれる生活をしてみたいと思っています。一人暮らしなどやったら、生活できないと思っています。
- 母親が死んでしまったらどうしたら良いか分からない。兄嫁とよくしようと思ってしまう。
- 弟が前に私と共に住んでくれるといったことがある。
- お姉ちゃんが好きだから。
- 仲間と一緒にだと緊張する。
- 一人では不安だし、他人とも暮らせない。
- 家を離れての生活はしたくない。

一人暮らし

- 自由である。
- 親がいなくなるから。
- 勉強してみたいから。
- 一人だとお休みの日に朝ゆっくり寝られて、外へふらふら行けるからです。
- 弟と離れて暮らしたい。
- ガスはできないけれど、レンジだけできる。
- 一人暮らしだと自由がある。

生活ホーム、グループホーム

- 「生活ホームがいいのでは」とすすめられるから
- うれしい
- みんなと仲良くやってみたい。
- ご飯も作ってみたい。洗濯もしてみたい。
- すこしでもお父さんを楽にさせてあげたい。
- 友達が生活ホームで暮らし始めたのでやってみたいと思った。
- 家では自分でやってみたいこと（洗濯、料理等）をさせてもらえない。自分のことは自分でやってみたい。
- 将来にも役立つと思うから。
- 自立心をつけたい。
- 地域の人と一緒に行事などに参加したい。
- 施設はいやだから、作業所にきたいから。
- 一人で暮らせないから。
- ぼくは、友達と仲良く遊んでみたいからです。
- 親がいなくなると自分で困るので今から練習したいです。
- みんなと一緒に料理をしたりして、楽しそうだから。
- 職員がいるから。
- 自分で買い物にいたり夕ご飯を作ったりします。
- 行ってみたいです。
- 楽しいから。

施設

- 仲間が大勢いるから
- おかあさんがいなくなるから
- 自立のため。

わからない

- 親、兄弟との生活が自然体となっているため、その他の生活はわからない。
- 先のことは分からないが、自分の力を試してみたい気がする。

その他

- 結婚して二人で暮らしたい
- 子供がほしい

9. 家族の意見集約

- 1) 子供の将来の生活の場についてどうお考えですか？
またその理由についてお聞きします。
-
-

家族と共に生活を続ける

- 両親が子供を育てていけるうちは、一緒に生活を続けたいが、将来は生活ホームへの入所で仲間同志互いに協力しあいながら働き、生活したほうがよいような気がします。(50代 父)
- いろいろな点で一人だと心配。
- 子供がのびのびと精神的に本人にとって一番よさそう。親なき後は自分の名義マンションに一人住まいして、ボランティアさん等に支えていただき一生を終えられたらと今は思っている。(50代)
- 健康状態の把握が出来ないこと。経済的なこと。自立できず、すべて声かけも必要ですし、親が健康なうちは手元におきたいと思えます。(60代 母)
- それが自然の形だと思うから。(50代 母)
- 生活の基盤は家庭であり、そこから仕事にでかけて帰ってくるのが、とても自然と考えます。(40代 母)
- 今後も本人と生活できる経済的、社会的、年齢的余裕がある。本人の年齢が老齢に向かっている新しい環境への適応力の低下(50代 弟)
- 身の回りのことが良くできない。(50代 父)
- 家族と共に生活することが本人にとって一番の「幸せ」だと思っております。他所へ行かせることは親としてとても不憫でなりません。(40代 母)
- 現在生活していて、ふとん敷き、雨戸しめ、買い物に行けば荷物もちとよく手伝いをしてくれます。私の老後、そばで助けてもらいながら生活します。(50代 母)
- できるだけ家族の中で育てたい(いづれは一人で生きていかなければならないので、できるだけ家族愛の中で育てたい)家族から離れたときのために自立心を育てる意味で生活ホームなどが気軽に利用できるようにして下さるとうれしい。(50代 母)
- 長男夫婦がよく面倒をみているので、続けられるうちは続けたい。(70代 母)

施設

- 私達が死んだ後の事を考え他の妹・弟にたよれないので施設の方をお願いしたいと思っています。(60代 母)
- 親が生きているうちは家族と一緒ににおいてやりたいと思います。施設のほうが安心していただけるように思います。(50代 母)
- 私達が健康なうちは一緒に生活をしたいと思います。老いて世話が出来なくなり、子供がひとりで生活できなければ施設でお願いしたいと思っています。
- 生活ホームと違い、施設は大勢の園生、指導員さんや先生がいっぱいいます。大勢の中での生活もいろいろ大変なことも多いかと思いますが、何よりも園生一人一人に目がとどいていると思いますし、夜も安心して任せられます。この子の場合には部屋の中では特に一人であることができません。大勢の中で暮らすのがこの子に一番良いと思っています。(60代 母)
- 親がなくなってしまった。兄弟である主人が面倒を見ないので負担は私にかかってくる。私も現在調子が悪いので、今現在も施設に入りたいが主人が反対する。(50代 義姉)
- 非常にこだわりが強いので、生活パターンが決まっている方が本人にとって予測がつくので、いい状態でいられると思う。
- 今のグループホームを考えた時、重度の人を受け入れる体制ができていとは思わない。住居、世話人ともに。

ひとり暮らし

生活ホーム・グループホーム

- 本人の自立が必要。親が一生面倒を見ることは出来ないので、他人に託すことが必要だと考えています。(50代)
- 制度について詳しくは知らないが、将来生活ホームで皆で共同生活ができるようになればいいなあと希望しています。(40代 母)
- 保護者が高齢で死亡したとき、残された子供のことを常に考えています。そのためにも安心できる生活ホームが必要ではないかと思っています。(50代 母)
- 家族の死後、一人で孤独になる。施設は家庭的とはいえない。家庭に近い雰囲気让生活させたい。(70代 父)

- 82歳の母親と本人（55歳）を抱えて将来どのようなようになるのか不安。母親が抱え込んでいたために、自立していない面が多々あるので、今から可能性を見つけて、社会性を身に付けさせたい（母親が溺愛している。）我が子二人が成人して、いづれ結婚生活を営むときに家が狭い。（60代 兄嫁 施設も選択）
- 病弱なため、いつ子供の面倒をみれなくなってしまうか非常に不安である。（50代 母 施設も選択）
- 夫婦だけで面倒を見続けるのは、心身ともに限界があります。施設には、通所の経験がありますが、あまりにも本人が混乱していました。私達が係わっていきながら、専門の指導する方々に委ねていくのが、一番母としても心が安らかな気持ちになれると思っています。（50代 母）
- いずれは親とわかれなければならない、その時は公的などころでお願いしたい。生活ホームでも生活できると思う。
- いずれは施設のお世話になる以前として、生活ホームで基本的な自立を育ててやりたいです。特に自閉的な娘はワンパターンの生活になりがちなので、友達との共同生活の中で他人とのコミュニケーションを身体で覚えさせたいです。（50代 母）
- 家族と一緒にだと甘え等いろいろとあり、自立心を養うため生活ホーム等いいと思っております。（50代 母）
- 現在父も見ているので弟も一緒にというわけにはいかない。父も年老いているため弟まで面倒を見ることができない。（40代 姉）
- 親子共に生活したいが、親の高齢化により不可能な場合は、今まで過ごしてきた家庭生活に近い条件を満たすことができるのではないかと思います。（40代 母）
- 最善とまではいかないにしても、本人にとって一番よい生活状態が期待できうると考えます。

わからない

- 本人がどれくらい生活が出来るか、自分のことがどこまで出来るかあまり自信がない。（50代 叔母）
- 親がいなくなった後、上の子の家族と暮らせたらと思っていますが、子供との話し合いはまだ出来ていません。（40代 母）
- 姉夫婦が見てくれることになっていますが、私としては不安です。（70代 母）

- こどもの将来に関しては迷っている。親が活着ている間は共に生活したいと思うが、なくなつてからいきなり一人で生きていくことは難しいので徐々にグループで生活する体験をもつことが必要であるとする。
- 両親が活着ているうちは、共に生活を続けるつもりで入るのですが、本人がいつか家を出たいということを出さないとも限りませんので（時々、親と言ひ争つたとき、家を出ていくといったことがありますので）、現在でははっきりした指針はありません。（50代 母）
- 本人の気持ちは親と離れると思つています。親としては生活ホームに入って自立してほしいと思つていますが。ひと駅離れたところに生活ホームができたので体験してみる？と話すと（同じ作業所に通所している人がいます）いやだ！と拒否します。本人の気持ちは変わらないと無理強いはできないと思つています。（50代 母）
- 子供の考へている事もあるし、親の考へもあるし、まだこの方向という風に的が絞れないでいます。（50代 父）
- 施設嫌ひの子供ゆゑ親として考へがまとまりません。生活ホーム・グループホームに入れるしつけができていません。（70代 母）
- 希望と現実の間に大きなギャップがあり、子供の成長と自分の老後を重ねて考へていくとわからなくなつてくる。その場、その場に対処していこうとする。

2) 生活ホーム、グループホームに対して
どう思うか？

いいと思う点

- 大きな施設と違って少人数で地域にあり同じ程度の者の集まりがよい。
- 生活ホームを見学された人達にお聞きしたことです。グループがあまり大勢でなく少人数グループが仲良くできるようです。
- いろいろの人達と会えるので良い。
- 基本的に良いと思う。設備（環境）がよい。
- 家庭的な温かさを期待できる。
- 仲間と一緒に生活ができて大変良いと思います。
- 自立心がきっちりできると思います。
- 世話人さんがいて面倒を見てくださるので安心。
- 地域の中で普通に生活ができ個人の生活が家庭とあまりかけ離れることなくすごせるのではと思います。
- 施設のような集団生活ではなく、個人の意思が大切にされると思う。本人にとっては、独立したことになり、家族の中ではできない体験をすることによって大きな成長になると思います。
- 週末と休日は帰宅できるので家族とのコミュニケーションも失われないのが魅力です。
- プライベートな時間が大切にされるのでは。
- 身近で子供の生活をみつめられる。
- 協力したり助け合ったりする精神が養われるのでは？
- 施設に比べて家庭的だと思う。
- 同じ障害をもつ同志が、共有の悩みを話したり、協力しあったりして自立生活をするのも本人も力強くいきられるように思われる。
- 家の大きさも、人間関係もだいたい家庭と同じ規模であり、又お世話して下さる方々もいらっしやるのが良いと思います。
- 家庭料理が食べられる。

不安な点

- 人間関係が心配。
- 自由きままな生活では、逆に能力が不足がちで心配。
- ある程度身辺自立ができなければならないこと。
- 重度の人達が利用するのにはまだ心配。
- 今の我が子の状態では無理だと思います。（洗濯、部屋の掃除などが十分にできませんので）
- 健康面をよくみて頂ければ不安はありません。
- 年配の夫婦の方がみていただけたら良いと思います。
- 公的な物ではないという点で永久的に存続できるかという点が気になります。
- 本人がよく理解でき、スムーズに生活できるのかと少々心配になります。
- 健康管理や金銭管理等の問題
- グループだから、もし気のあわない人だったらケンカになり、一緒に生活するのは難しいのではないかと？
- それぞれ違う障害者との生活の中で問題も出てくると思います。特に自閉的な障害者はいじめの標的になりやすく生活ホームへ入所したために不安定になってしまったという体験談もあります。
- ケアが必要な点がしっかりやってもらえないのでは？たとえば歯磨きなど…。本人がやった後は保護者がしているが、生活ホームでそこまでやっていただけなのか不安。
- 入所をお世話する人が少ないと思います。又、夜が一人ぐらいの指導員さんでは心配です。
- 当事者より、保護者の考え方で空中分解しかねないような気がします。最初に十分指針を煮詰めこむことが肝要かと思えます。
- 世話人によってよくも悪くもなる。
- 施設と異なり世話人の責任のあり方。
- 世話人の経済的、精神的なバックアップのありかた
- 主としてバックアップ施設がない場合、運営面、スタッフの継続性、専門性等の不安が大きい。オンブズマン制度を活用して閉鎖的にならないようにしないと人権の問題にも関係してくる。
- 経営面が不安、作業所と同じように親の協力を求められると困る。

3) その他ご意見

- 15年くらい前に公立の(東京)生活ホームを見学しました。建物は立派でしたが、何かしら殺伐とした感じでした。ホーム長は公務員を退職した人でした。ああゆうのは駄目です。温かい本当に落ち着いて、我が家同然のところが欲しいです。そこからスポーツクラブに通って、(水泳やエアロビクス等)今まで通りできるようにしてください。また気分をかえるために週一回は自宅に帰る。また両親なき後でもその時迎える人(ヘルパーでも可)もいてほしい。両親の生きているうち、ホームに適應している姿をみたい。
- 法人下で運営を望みます。
- 内側がわからないので何ともいえませんが、親や面倒をみる人が加齢してくると共に本人の将来が心配になりますので、ホームの内容をしっかりと充実させていただきたいと思っております。
- 仕事をする所でも生活をする所でも、本人が楽しく生き生きとできることが一番しあわせだと思います。本当に安心して託すことのできる人との出会いが望みです。親としてできる限りの援助をしていきたいと思っております。
- 親が元気なうちに、本人の安定した生活の場をみられると安心感は得られると思いますが、それもままならず考えていると眠れなくなりますが、今は一日一日元気で楽しみを取り入れながら前向きに生活するだけです。
- 男性、女性をわけた生活ホームがよいのかわからない。
- わたしたち親が自立に対して、もっと子供の力を信じて、協力していかなければならないと思っておりますが…。今はまだ自分が動ける年齢なので深く考えていません。色々勉強していかなければいけないと思っております。
- 重度の人達が利用できる生活ホーム、グループホームがたくさん出来て、家族が安心してお願い出来る施設作りを希望いたします。
- 生活ホーム・グループホームの制度を知りたい。
- 親なき後、一応施設かなど考えていましたけど、大きな建物の中での生活より、地域の中で近所、隣の方達と共に家庭の延長のような形で生活ができればと思います。もっと地域地域に生活ホーム、グループホーム等ができることを願っております。

- 以前見学させていただいたグループホームの先生のお話では、やはりグループホーム形式が最も良い（障害者本人にとっても、家族にとっても）生活のあり方であるとのこと、私もそのように思います。今後、障害者に対する福祉の方向をより良いものにしたいと考え、願う人が多いのなら、県や市の行政側が、現在よりもっともっとサポートを行なうべきです。（県立グループホームの設置等）福祉に関する充実度は、神奈川県が日本一だ！といえるように早くなれるよう、努力してください。
- どうしても家庭にいられない状態になれば本人もある程度覚悟するかも知れませんが、それは親として耐えられない涙の苦しみです。将来のことを思うと心が乱れます。
- 入所施設の下に生活ホームがある必要があると思います。ホームでの生活が困難になったら施設に入所できるように、施設生活で大丈夫の人は生活ホームをいつでも体験できるようにしておいてほしい。ホームの世話人さんも施設の職員と常に交流し、できたらローテーションをくんでほしい。

10. 職員の見解集約

- 1) 知的障害者が地域で生活する上で、
生活ホーム、グループホームの必要性を感じますか？
また、その理由についてお聞きします。
-

- 利用者個々の自立と自己実現を支える。
- おうちでの生活が困難になったとき、遠くの施設に行くしか選択肢がないのは悲しいことです。楽しい生活ホームが近くにあればと思います。
- 成人として保護者から離れた生活体験は必要。
- 独立できない諸条件のもとでは、生活ホームが妥当だと思う。
- 適正な少人数で入所施設よりは自立した生活ができ、家庭の事情によりデイの活動を疎外されることもない。
- 知的障害者が障害をもったまま、その人らしく生きるためには、様々な援助が必要。特に重度の人こそ小規模で分かりやすい生活が必要で、生活ホームにおいては、その個人のニーズに合わせて援助が可能となるからです。家族とともに生まれて育った環境の中で親元を離れて自立した生活を実現することが家族を始め本人の願いだとすれば、それは、生活ホームなのだと思います。
- 親、兄弟、姉妹とは違う人間関係の中で生活に潤いをもつことは大事。
- 地域で暮らす上での選択肢のひとつとして大事。
- 現状の入所施設では、地域での生活という部分ではむずかしいと思います。「地域」ということにこだわるのであれば町中に点在する生活ホーム、グループホームの形が良いと思います。
- 親なき後のこと、親の高齢化による保護能力の限界を感じる。地域と親の協力で生活できたらと思う。(以上 県央地区)
- 入所施設と家庭以外の選択肢が必要だと思います。
- 地域社会と交流が出来る。
- 少人数でアットホームな関係を築きやすく、多くの人がそれを望んでいるから。
- ひとり暮らしの前段階として必要ではないか。
- 家族の病気などで、緊急一時を利用することが多くなり、生活ホームがあれば安心だ。(以上 湘南東地区)

- 少しでも自立した型に近づけた生活をしてほしいため。
- ひとつの生き方ですから。
- 生活の多様性を保障するため。
- 家族に責任を押しつけるわが国の福祉制度は間違っていると思う。障害者本人の意志を尊重し、個別に援助サービスを提供するシステムを早く作る必要がある。家族からの自立を願う人を多く知っている。
- 生活ホームやグループホームで絶対生活するというのではなく、作業所なら作業所で生活しても良いと思う。
- 地域で暮らしたいが、家庭で暮らせない理由があるのだから家庭の他に暮らせる場所が必要に決まっているではないか！
- 保護者の介助が困難になったとき、施設入所よりも地域の中で職員のサポートを受けながら、ホームで生活していく方があって利用者がたくさんいるため。又、地域の中に当たり前のようにホームが存在し、受け入れられていく事でノーマライゼーションの理念が浸透していくのではないかと。(以上 横浜)
- 地域で生まれ地域で生きたいと願うことは、ごく自然なことだと思います。ただ知的に障害があるだけで親なき後、施設しか行く場所が与えられないのではなくひとつでも多く選べる環境があったほうが望ましいと思います。(西湘地区)
- ハンディキャップをもつ人が将来生活していく時、いろいろな生活形態があると思います。そのひとつとして本人が、生活ホームを選ぶなら選択するひとつとしてあって良いと思います。本人の気持ちが大切だと思います。(川崎地区)
- 今までの生活とあまり変わらない延長線上にあるホームはとても必要なことだと思います。私は結婚して、新しい家庭を作るようなもの、第二の家族だと思います。(湘南西地区)
- 入所施設と家庭以外の選択肢が必要だと思います。
- 本人の望む生活をする事が出来る。
- 年齢と共に家族と離れて生活しなければならないから。(相模原地区)

2) 生活ホーム、グループホームを作る上での問題点がありますか？

- 一緒に働くメンバーが、夜まで一緒に生活しなければならないという状況は好ましくないと思います。
- 人間関係が円滑に行くところであってほしいと思います。
- 本人の収入が生活ホームの負担金に耐えられるかどうか？
(以上 川崎地区)
- 利用者の意識なく、親の都合で進められている傾向がある。安易に作ると現在の作業所と同様に施設の代替的機能になってしまう恐れがある。
- 生活ホームとして貸してくれる物件がなかなか見つからない。
- 本人の自己負担額が高く、年金をそっくりもっていかれてしまうので、収入の低い仲間がそれを望んでも選択できない状況であること。
- ホームの職員を援助していく体制を弱小組織の中にくめるかがおおきな問題である。
- ホームの職員が孤独に陥り、また労働条件が悪い場合が多いのでこれでは長続きしない。
(以上 横須賀地区)
- 利用者の障害の程度が問題になると思います。
- 育成会で作るとなると土地の購入等が問題である。借地、借家についても育成会で要望するようなものが借りられない。
- やはり一番先にぶつかってくるのはお金の面だと思う。
(以上 西湘地区)
- 具体的には、施設としてどんなホームをどこにつくれるか、資金はどうするか。ホーム運営の人手はどうするか等簡単ではないと思う。
- 作業所の工賃収入では年金と合算しても生活ホームを利用したの自立は困難であると思う。医療費、衣服費等、赤字が親離れから遠ざかっている。
- 作業所運営に手一杯で、作るための検討ができない。
(以上 湘南西地区)
- 世話人の力、度量によるところが大であるので、ふさわしい人材の育成が難しい。
- バックアップとネットワークがしっかりしていない。
- 現状では本人の意思意見より家族の意向が優先されている。
(以上 湘南東地区)

- 作業所などがグループホームを興した場合、利用者の生活が狭くなるような気がします。作業所の職員が、グループホームの職員を兼ねているところもありますが、疑問を感じます。
- 援助する職員が、男女共に充実するように。
- 休日、長期休み。病気の時などのケアの充実。
- 生活ホームは良いところ、施設は悪いところという視点ではなく、彼らを選べる事のできものの一つという考え方を忘れては行けないと思う。
- ホームは生活の場である。社会活動や訓練の場である作業所と根本的に目的が違うわけであるから、その運営・日常の援助場面などで、作業所とは完全に独立した体制で行わなくては行けない。
(以上 横浜)
- 必要と感じている保護者は何人かいるが、一作業所だけでは経済的、人的に難しい現状にある。
- 親なき後の財産管理、生活を見守る役割を果たすための障害の特質を配慮した人材が将来的に必要。
- 365日体制を完全なものとするため、職員待遇の改善が早急に必要。
- 保護者と作業所の相互理解の構築 (以上 県央地区)
- 運営基盤の脆弱さ
- 昼間の活動と生活の場が運営的にあまり近くないのが望ましいのではないかと思います。
(相模原地区)

神奈川県精神薄弱者生活ホーム設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域で生活することを望む精神薄弱者の自立生活を促進するために必要な援助等を行う精神薄弱者生活ホーム（以下「生活ホーム」という。）を、指定都市を除いた神奈川県内（以下、「県域」という。）に設置する場合の取扱い及び県域の生活ホームの運営に必要な事項について定めるものとする。

(設置及び運営主体)

第2条 生活ホームの設置及び運営主体（以下「設置者」という。）は、社会福祉法人、財団法人及び社団法人（以下「法人」という。）又は障害者の福祉に関する団体（以下「団体」という。）とする。

2 生活ホームを設置及び運営しようとする法人又は団体は、あらかじめ生活ホーム設置に関する承認申請書（第1号様式）により知事の承認を受けなければならない。

3 前項の承認申請書は設置区域を管轄する市町村長に提出し、これを受理した市町村長は、副申書（第2号様式）を添えて保健福祉事務所長（秦野、三崎、茅ヶ崎及び大和保健福祉事務所長を除く）を経由して知事に提出しなければならない。

(設置承認事項の変更又は設置廃止)

第3条 設置者は、すでに承認を受けた生活ホームについて、入居定員又は所在地の変更をしようとするときは、あらかじめ生活ホーム設置に関する変更承認申請書（第3号様式）により知事の承認を受けなければならない。また、入居定員及び所在地以外の事項についての変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめ生活ホーム設置に関する変更（廃止）届（第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項に規定する変更承認申請書又は変更（廃止）届の提出については、前条第3項の規定を準用する。この場合の副申書は、変更承認申請書については第2号様式に準じて作成し、変更（廃止）届については必要ないものとする。

(入居対象者)

第4条 生活ホームの入居対象者は、満15歳以上の精神薄弱者で、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 日常生活の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でないこと。

(2) 数人で共同の生活を送ることに支障がない程度に身近自立ができていないこと。

(3) 就労（福祉的就労を含む。）しているか、又は障害者地域作業所、あるいは精神薄弱者援護施設等に通所していること。

(援護の実施機関)

第5条 生活ホームの入居に関する援護は、入居対象者の居住地が市域にあつては市福祉事務所長が、町村域にあつては県福祉事務所長が行うものとする。

(生活ホームの定員)

第6条 生活ホームの定員は、1生活ホーム当たり、おおむね4名とする。

(設置の基準)

第7条 生活ホームの設置については、次の基準によるほか、入居者の保健衛生及び安全の確保を図らなければならない。

- 作業所などがグループホームを興した場合、利用者の生活が狭くなるような気がします。作業所の職員が、グループホームの職員を兼ねているところもありますが、疑問を感じます。
- 援助する職員が、男女共に充実するように。
- 休日、長期休み。病気の時などのケアの充実。
- 生活ホームは良いところ、施設は悪いところという視点ではなく、彼らを選べる事のできものの一つという考え方を忘れては行けないと思う。
- ホームは生活の場である。社会活動や訓練の場である作業所と根本的に目的が違うわけであるから、その運営・日常の援助場面などで、作業所とは完全に独立した体制で行わなくては行けない。

(以上 横浜)

- 必要と感じている保護者は何人かいるが、一作業所だけでは経済的、人的に難しい現状にある。
- 親なき後の財産管理、生活を見守る役割を果たすための障害の特質を配慮した人材が将来的に必要。
- 365日体制を完全なものとするため、職員待遇の改善が早急に必要。

- 保護者と作業所の相互理解の構築 (以上 県央地区)

- 運営基盤の脆弱さ

- 昼間の活動と生活の場が運営的にあまり近くないのが望ましいのではないかと思います。(相模原地区)

神奈川県精神薄弱者生活ホーム設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域で生活することを望む精神薄弱者の自立生活を促進するために必要な援助等を行う精神薄弱者生活ホーム（以下「生活ホーム」という。）を、指定都市を除いた神奈川県内（以下、「県域」という。）に設置する場合の取扱い及び県域の生活ホームの運営に必要な事項について定めるものとする。

(設置及び運営主体)

第2条 生活ホームの設置及び運営主体（以下「設置者」という。）は、社会福祉法人、財団法人及び社団法人（以下「法人」という。）又は障害者の福祉に関する団体（以下「団体」という。）とする。

2 生活ホームを設置及び運営しようとする法人又は団体は、あらかじめ生活ホーム設置に関する承認申請書（第1号様式）により知事の承認を受けなければならない。

3 前項の承認申請書は設置区域を管轄する市町村長に提出し、これを受理した市町村長は、副申書（第2号様式）を添えて保健福祉事務所長（秦野、三崎、茅ヶ崎及び大和保健福祉事務所長を除く）を経由して知事に提出しなければならない。

(設置承認事項の変更又は設置廃止)

第3条 設置者は、すでに承認を受けた生活ホームについて、入居定員又は所在地の変更をしようとするときは、あらかじめ生活ホーム設置に関する変更承認申請書（第3号様式）により知事の承認を受けなければならない。また、入居定員及び所在地以外の事項についての変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめ生活ホーム設置に関する変更（廃止）届（第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項に規定する変更承認申請書又は変更（廃止）届の提出については、前条第3項の規定を準用する。この場合の副申書は、変更承認申請書については第2号様式に準じて作成し、変更（廃止）届については必要ないものとする。

(入居対象者)

第4条 生活ホームの入居対象者は、満15歳以上の精神薄弱者で、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 日常生活の援助を受けずに生活することが、可能でないか又は適当でないこと。

(2) 数人で共同の生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていないこと。

(3) 就労（福祉的就労を含む。）しているか、又は障害者地域作業所、あるいは精神薄弱者援護施設等に通所していること。

(援護の実施機関)

第5条 生活ホームの入居に関する援護は、入居対象者の居住地が市域にあつては市福祉事務所長が、町村域にあつては県福祉事務所長が行うものとする。

(生活ホームの定員)

第6条 生活ホームの定員は、1生活ホーム当たり、おおむね4名とする。

(設置の基準)

第7条 生活ホームの設置については、次の基準によるほか、入居者の保健衛生及び安全の確保を図らなければならない。

- (1) 設置場所は緊急時等においても設置運営主体が迅速に対応できる距離にあること。
- (2) 生活環境に十分配慮された場所にあること。
- (3) 建物は原則として、設置運営主体が所有権又は賃借権を有すること。
- (4) 設備は、日常生活を支障なく送ることのできるもので、世話人が入居者に適切な援助ができる形態であること。
- (5) 個々の入居者の居室の床面積は、1人用居室にあつては、7.4平方メートル(4.5畳)以上、2人用居室にあつては、9.9平方メートル(6畳)以上とすること。
なお、1居室当たり、2人までとすること。
- (6) 居間、食堂等入居者が相互交流できる場所を有していること。
(世話人の配置等)

第8条 生活ホームには、専任の世話人を配置しなければならない。

- 2 世話人は、精神薄弱者の福祉の増進に熱意を有し、精神薄弱者の日常生活を適切に援助する能力がある者とする。
- 3 世話人は、生活ホームの運営主体と委託契約又は雇用契約を結んだ者とする。

(生活ホームの運営)

第9条 設置者は、入居者の状態、能力等を把握し指導方針を定めるとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

なお、(2)、(5)、(6)の業務については、その全部又は一部を世話人に行わせることができる。

- (1) 世話人の選定及び世話人の代替要員の確保
- (2) 入居者に対して食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等日常生活に必要な援助を行うこと。
- (3) 緊急時の対応、職場等における問題への対応、財産管理等入居者に対し、(2)に掲げるもの以外の必要な援助を行うこと。
- (4) 世話人の指導、監督、援助、研修を行うこと。
- (5) 入居者の生活状況、食事の内容等に関する記録を行うこと。
- (6) 入居者負担金を徴収し、それを適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備すること。

(入退居の決定等)

第10条 生活ホームへの入居を希望する精神薄弱者又は保護者は、生活ホーム入居申請書(第5号様式)により、その居住地を所管する県又は市の福祉事務所に長に入居の申請を行うものとする。

- 2 生活ホーム入居申請書を受理した県又は市の福祉事務所に長は、必要により入居を希望する精神薄弱者の申請に基づき、申請者の希望する生活ホームの運営主体の意見を勘案するとともに、入所していた施設の長又は児童相談所に長、あるいは総合療育相談センター所長の判定結果を参考に入居を決定するものとする。
- 3 前項により、入居を決定したときは、県又は市の福祉事務所に長は、生活ホーム入居決定通知書(第6号様式)により申請者及び設置者に通知するものとする。
- 4 設置者は、生活ホーム入居者の退居が適当と認めるときは、生活ホーム退居意見書(第7号様式)を県又は市の福祉事務所に長に提出する。

- 5 前項の退居意見書を受理した県又は市の福祉事務所長は、その内容を審査し退居が適当と認めるときは、生活ホーム退居決定通知書（第8号様式）により入居者又は保護者及び設置者に通知するものとする。

（関係機関の連絡調整等）

第11条 市町村は、当該区域内の生活ホームについて、必要に応じ運営状況等の報告を求め、指導助言を行うとともに、関係機関の連絡調整を行うものとする。

- 2 市町村は、当該区域内に団体が設置する生活ホームについて、精神薄弱者援護施設と連携し、障害福祉施設等地域サービス事業の利用の促進を図るものとする。

- 3 市町村は、前2項に規定する指導助言等を効果的かつ円滑に行うため、地域の障害者の福祉に関する機関等をその構成員とする推進委員会の設置に努めるものとする。

（入居者及び世話人の負担）

第12条 生活ホームの入居者及び世話人は、飲食物費、光熱水費、家賃及び共益費を負担するものとする。

（帳簿の整備）

第13条 設置者は、設備、会計に関する帳簿を整備しておかなければならない。

（居住地を有しないか、又は明らかでない入居対象者）

第14条 入居対象者が、精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条に規定する「居住地を有しないか、又は明らかでない精神薄弱者」である場合は、本要綱上、「居住地が町村域の入居対象者」に準じて取り扱うものとする。

（費用の支弁）

第15条 第2条の規定により法人又は団体が生活ホームを設置した場合の設置費については、設置場所が市域にあっては市が、町村域にあっては県がその費用を補助し、第10条の規定により精神薄弱者の生活ホームへの入居を決定した場合の援護に要する費用（以下「運営費」という。）については、入居者の居住地が市域にあっては市が、町村域にあっては県がその費用を支弁する。

- 2 県は、県域の市が前項の規定により補助又は支弁した場合は、設置費については別に定める補助基準額の10分の10を、運営費については別に定める補助基準額の2分の1を補助する。

- 3 第1項の規定により県が補助する設置費及び県が支弁する運営費は、第2項にいう補助基準額と同額とする。

- 4 設置費並びに運営費の補助単価、補助基準額、算出方法及び対象経費は、在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱別表に定めるところによるものとする。

- 5 他都道府県及び指定都市が実施する生活ホームと同種の事業に精神薄弱者の入居を委託した場合の援護に要する費用の取扱いについては、県福祉事務所長が委託した場合にあっては、他都道府県及び指定都市が定めた額によるものとし、市福祉事務所長が委託した場合にあっては、第1項から第4項までの規定によるものとする。

（七沢学園生活ホームに関する実施細目）

第16条 七沢学園生活ホームについては、第2条、第3条、第6条に関して適用しないものとする。

- 2 七沢学園生活ホームについては、第9条、第10条、第13条のうち、設置者は七沢学園長と読み替えるものとする。

(補 足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、精神薄弱者生活ホームの運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム設置運営要綱（昭和53年10月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1号及び第5号については、当面、平成3年4月1日以降新設されるものについて適用する。

なお、入居者の居室の床面積については、平成2年度は、収納設備を除いて、おおむね1人につき4.95平方メートル（3畳）以上とする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 七沢第二学園・精神薄弱者生活ホーム運営要綱（昭和63年4月1日施行）は廃止する
- 3 この要綱による改正前の要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

横浜市障害者グループホーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者が地域で共同で生活を営む障害者グループホーム（以下、「グループホーム」という。）の設置を促進し、障害者の自立した生活を支援することを目的とする。

(設置及び運営主体)

第2条 グループホームの設置運営主体（以下「設置運営主体」という。）は、社会福祉法人、財団法人及び社団法人（以下「法人」という。）又は、運営委員会（以下「運営委員会」という。）とする。

2 運営委員会は、7人以上15人以下で、概ね次の物で構成する。

- (1) 入居者の代表
- (2) 世話人
- (3) 入居者の親族の代表
- (4) 障害者福祉関係者
- (5) ボランティア関係者
- (6) 地元住民
- (7) その他

(設置協議)

第3条 グループホームを設置、運営しようとする法人は、あらかじめグループホーム設置協議所（第1号様式・以下「協議書」という。）により市長の承認を受けなければならない。

2 運営委員会がグループホームを設置、運営しようとする場合は、財団法人横浜市在宅障害者援護協会（以下「在援協」という。）と協議し、在援協が協議書を市長に提出して承認を受けなければならない。

(入居対象者)

第4条 グループホームの入居対象者は、原則として市内に居住する15歳以上の知的障害者または身体障害者で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日常生活の援助を受けながら、地域で生活することが適当であること。
- (2) 共同生活を送ることに支障がないこと。
- (3) 就労しているか、障害者地域作業所等に通所していること。

(入居者数)

第5条 グループホームの入居者数は、1グループホーム当たり概ね5人とする。

(設置基準)

第6条 グループホームの設置については、次の基準によるものとする。

- (1) 設置場所は緊急時等においても設置運営主体が迅速に対応できる距離にあること。
- (2) 生活環境に十分配慮された場所にあること。
- (3) 建物は原則として、設置運営主体が所有権又は賃借権を有すること。
- (4) 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、世話人が入居者に対して適切な援助が行える形態であること。
- (5) 入居者の居室は個室を原則とし、必要な場合に限り1居室2人とする。居室の床面積は、収納設備を除き個室にあっては7.4㎡(4.5畳)以上、2人用居室にあっては9.9㎡(6畳)以上とすること。
- (6) 居間、食堂等入居者が相互交流できる場所を有していること。
- (7) 入居者の安全及び保健衛生が確保されていること。

(世話人)

第7条 グループホームには、世話人を配置しなければならない。

2. 世話人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、障害者の日常生活を適切に援助す

る能力がある者とする。

3. 世話人は、設置運営主体と委託契約又は雇用契約を結んだ者とする。

(運営)

第8条 設置運営主体は、入居者の状態、能力等を把握し、援助の方針を定めるとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

なお、(2)、(5)、(6)の業務については、その全部又は一部を世話人に行わせることができる。

(1) 世話人の選定及び代替要員の確保

(2) 入居者に対して食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等日常生活に必要な援助を行うこと。

(3) 緊急時の対応、職場等における問題への対応、財産管理等入居者に対し、(2)に掲げるもの以外の必要な援助を行うこと。

(4) 世話人の指導、監督、援助、研修を行うこと。

(5) 入居者の生活状況、食事の内容等に関する記録を行うこと。

(6) 入居者負担金を徴収し、それを適正に管理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備すること。

(7) グループホーム運営に係る会計に関する諸帳簿を整備しておくこと。

(変更承認)

第9条 設置運営主体は、グループホームの入居者数又は世話人の変更及びグループホームを移転、廃止しようとするときは、あらかじめグループホーム設置運営(変更・廃止)申請書(第2号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

2 運営委員会が設置、運営するグループホームについては、運営委員会は在援協と協議し、在援協がグループホーム設置運営(変更・廃止)申請書を市長に提出して承認を受けなければならない。

(援護の実施者)

第10条 グループホームの入居に関する援護は、入居対象者の居住地を管轄する福祉事務所長が行うものとする。

(入居及び退居の決定)

第11条 グループホームへの入居を希望する障害者又は保護者は、グループホーム入居申請書(第3号様式)により、その居住地を所管する福祉事務所長に入居の申請を行わなければならない。

2 グループホーム入居申請書を受理した福祉事務所長は、当該グループホームの設置運営主体の意見を勘案するとともに、必要により、入居を希望する障害者が入所又は通所していた施設等の長又は児童相談所長の意見、あるいは障害者更生相談所の判定結果を参考に入居の適否を決定し、グループホーム入居(承認・不承認)決定通知書(第4号様式)により申請者及び設置運営主体に通知するとともに、福祉局長に報告するものとする。

3 設置運営主体は、入居者が退居を希望した場合又は入居者として適当でないと判断した場合は、福祉事務所長にグループホーム退居意見書(第5号様式)を提出しなければならない。

4 前項の退居意見書を受理した福祉事務所長は、その内容を審査し、退居が適当と認めるときは、グループホーム退居決定通知書(第6号様式)により入居者又は保護者及び設置運営主体に通知するとともに、福祉局長に報告するものとする。

5 前各項の規程にかかわらず、運営委員会が設置、運営するグループホームについては、在援協の定めるところによる。

(体験入居)

第12条 福祉事務所長は、第4条に規程する入居対象者の要件を満たし、グループホームへの入居を希望する障害者に対し、体験入居を実施することができる。

2 体験入居の決定については、当該グループホームの入居者の状況、居室の状況等を考慮した上で、前条第1から4項の規程に準じ、グループホーム体験入居申請書

(第7号様式)、グループホーム体験入居(承認・不承認)決定通知書(第8号様式)により行うものとする。

3 前各項の規程にかかわらず、運営委員会の設置グループホームについては、在援協の定めるところによる。

4 体験入居の期間は、1人30泊を限度とする。

(入居者及び世話人の費用負担)

第13条 家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費については、入居者の収入、世話人の援助の形態等を勘案して設置運営主体が定め、入居者及び世話人が負担するものとする。

(運営状況等の報告等)

第14条 市長は、グループホームを設置する法人又は在援協に対し、必要に応じ運営状況等の報告を求め、又は調査することができる。

(補助金等の交付)

第15条 グループホームの設置、運営に係る補助金の交付については、別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に規程のない事項については、福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

2 横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱(昭和53年10月1日施行)は、廃止する。

3 横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱(昭和58年3月1日施行)は、廃止する。

4 この要綱により廃止される前の横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱、横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱の規程に基づき設置されている精神薄弱者通勤ホームは、昭和60年4月1日をもってこの要綱の規程に基づくグループホームB型とみなし、第1総則9補助金等の交付に関する規程は、同日から適用する。

5 この要綱の施行前にこの要綱により廃止される前の横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱、横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱の規程に基づき設置されている精神薄弱者通勤ホームに対し、同要綱の規程に基づき支給された交付金は、この要綱の規程に基づく交付金の内払とみなす。

6 グループホームA型については、昭和62年3月31日までを施行期間とする。

附 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 グループホームA型については、当分の間施行期間とする。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

2 別表はこれを廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 グループホームA型の間施行期間については、平成5年3月31日をもって終了する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第6条第5項に規程する床面積については、すでに設置されているもので要件に満たないものがある場合に限り、当分の間猶予期間を設ける。

川崎市精神薄弱者生活ホーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域で生活することを望む精神薄弱者の自立生活を促進するために必要な援助等を行う精神薄弱者生活ホーム（以下「生活ホーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び運営主体)

第2条 生活ホームの設置及び運営主体（以下「設置者」という。）は、社会福祉法人又は財団法人（以下「法人」という。）とする。

2 生活ホームを設置及び運営しようとする法人は、あらかじめ生活ホーム設置に関する承認申請書（第1号様式）により市長の承認を受けなければならない。

3 設置者は、生活ホームごとに地域代表者等で厚生される運営委員会を組織し、生活ホームの運営にあたる責任者（以下「責任者」という。）を選任しなければならない。

(設置承認事項の変更及び廃止)

第2条の2 設置者は、すでに承認を受けた生活ホームについて、入居定員又は所在地の変更をしようとするときは、あらかじめ生活ホーム設置に関する 変更承認申請書（第1号様式の2）により市長の承認を受けなければならない。また、入居定員及び所在地以外の事項についての変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ生活ホーム設置に関する変更（廃止）届（第1号様式の3）を市長に提出するものとする。

(入居対象者)

第3条 生活ホームの入居対象者は、満15歳以上の精神薄弱者で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日常生活の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でないこと。
- (2) 数人で共同の生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていないこと。
- (3) 就労（福祉的就労を含む。）しているか、又は障害者地域作業所若しくは精神薄弱者援護施設等に通所していること。

(援護の実施機関)

第4条 生活ホームの入居に関する援護は福祉事務所長が行うものとする。

(生活ホームの定員)

第5条 生活ホームの定員は、1生活ホーム当たり、おおむね4名とする。

(設置の基準)

第5条の2 生活ホームの設置については、次の基準によるほか、入居者の保健衛生及び安全の確保を図らなければならない。

- (1) 設置場所は、緊急時等においても責任者等が迅速に対応できる距離にあること。
- (2) 生活環境に十分配慮された場所にあること。
- (3) 建物等については、法人又は責任者が所有権又は賃借権を有すること。
- (4) 設備は、日常生活を支障なく送ることができるもので、世話人が入居者に適切な援助ができる形態であること。
- (5) 個々の入居者の居室の床面積は、1人用居室にあつては、7.4㎡（4.5畳）以上、2人用居室にあつては、9.9㎡（6畳）以上とすること。
なお、1居室当たり2人までとすること。
- (6) 居間、食堂等入居者が相互交流できる場所を有していること。

(世話人の配置等)

第6条 生活ホームには、専任の世話人を配置しなければならない。

2 世話人は、精神薄弱者の福祉の増進に熱意を有し、精神薄弱者の日常生活を適切に援助する能力がある者とする。

(生活ホームの運営)

第7条 設置者又は責任者は、入居者個々の状態・能力等を把握し、指導方針を定め

るとともに次に掲げる業務を行うものとする。

なお、(2)、(3)、(5)、(6)の業務については、その全部又は一部を世話人に行わせることができる。

- (1) 世話人の選定及び世話人の代替要員の確保
- (2) 入居者に対して食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等日常生活に必要な援助を行うこと。
- (3) 緊急時の対応、職場等における問題への対応等入居者に対し必要な援助を行うこと。
- (4) 世話人の指導、監督、援助、研修を行うこと。
- (5) 入居者の生活状況、食事の内容等に関する記録を行うこと。
- (6) 入居者負担金を徴収し、それを適正に処理するとともに、これに関する諸帳簿を整備すること。

(入退居の決定等)

第8条 生活ホームへの入居を希望する精神薄弱者又は保護者は、生活ホーム入居申請書(第2号様式)により福祉事務所長に入居の申請を行うものとする。

2 生活ホーム入居申請書を受理した福祉事務所長は、必要により入居を希望する精神薄弱者の申請に基づき、申請者の希望する生活ホームの運営主体の意見を勘案するとともに、児童相談所長又は障害者更生相談所長の判定結果等をもとに入居を決定するものとする。

3 前項により、入居を決定したときは、福祉事務所長は、生活ホーム入居決定通知書(第3号様式)により申請者及び設置者に通知するものとする。

4 設置者は、生活ホーム入居者の退居が適当と認めたときは、生活ホーム退居意見書(第4号様式)にその理由等を記し、福祉事務所長に提出するものとする。

5 前項の意見書を受理した福祉事務所長は、その内容を審査し退居が適当と認めたときは、生活ホーム退居決定通知書(第5号様式)により入居者又は保護者及び設置者に通知するものとする。

(入居者及び世話人の負担)

第9条 生活ホームの入居者及び世話人は、飲食物費及び共益費等の必要な経費を負担するものとする。

(帳簿の整理)

第10条 設置者は、設備、会計等に関する帳簿を整備しておくものとする。

(費用の支弁)

第11条 生活ホームの設置費及び運営費については、別に定めるところにより川崎市が支弁するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

2 第5条の2第5号については、当面、平成3年4月1日以降新設されるホームについて適用する。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に旧要綱により市長の承認を得て、神奈川県知事の設置承認を受けて設置されている精神薄弱者生活ホームは、市長の設置承認を受けたものとみなす。

(平成9年度神奈川県障害児対策の概要から)
精神薄弱者生活ホーム(グループホーム)一覽
 平成9年4.1現在

市町村	生活ホーム名 (*はグループホーム)	所在地	郵便番号	電話番号	設置運営主体
横浜市 (80か所)	恵和第一めぐみ寮	横浜市保土ヶ谷区今井町867 伊藤ハイツ	240	045(353)0661	(福)恵和学園
	恵和第二めぐみ寮	横浜市保土ヶ谷区今井町92 ホワイトメゾン102号	240	045(353)0661	(福)恵和学園
	*恵和第三めぐみ寮	横浜市保土ヶ谷区今井町577	240	045(353)0661	(福)恵和学園
	*恵和第四めぐみ寮	横浜市保土ヶ谷区今井町509-1	240	045(353)0661	(福)恵和学園
	*なかまの家	横浜市保土ヶ谷区 東川島町20-6	240	045(382)0518	(福)同愛会
	サニークート(1)	横浜市保土ヶ谷区新井町477	240	045(382)0518	(福)同愛会
	サニークート(2)	横浜市保土ヶ谷区新井町477	240	045(382)0518	(福)同愛会
	グループホームダンボ	横浜市神奈川区羽沢町316-19 ハイムヤスイ	221	045(373)2357	グループホーム ダンボ運営委員会
	白根ホーム第1	横浜市旭区白根6-58-15	241	045(951)2620	(福)白根会
	*白根ホーム第5	横浜市旭区白根7-8-19 第五斉藤荘1・2階	241	045(953)3307	(福)白根会
	*白根ホーム第3	横浜市旭区白根7-4-21高橋荘	241	045(953)3307	(福)白根会
	*くるみホーム	横浜市旭区金ヶ谷539-5	241	045(951)1711	(福)くるみ会
	*第2くるみホーム	横浜市旭区金ヶ谷2-34-3	241	045(951)1711	(福)くるみ会
	*借恵学園通勤ホーム	横浜市緑区寺山町713	226	045(951)3436	(福)借恵園
	借恵学園第二通勤ホーム	横浜市緑区寺山町713	226	045(951)3436	(福)借恵園
	グループホーム・友の家	横浜市磯子区磯子3-11-12	235	045(774)9242	グループホーム 友の家運営委員会
	グループホーム 「カンガルーの家」	横浜市戸塚区汲沢町8-5-1	245	045(863)0285	グループホーム 「カンガルーの家」運営委員会
	グループホームやまゆり	横浜市中区末吉町3-58 ラヴィー浜	231	045(262)5795	グループホーム 「やまゆり」運営委員会
	*P W L 新本牧(1)	横浜市中区本牧原23-25	231	045(382)0518	(福)同愛会
	*P W L 新本牧(2)	横浜市中区本牧原23-25	231	045(382)0518	(福)同愛会
	*ウイズ	横浜市泉区中田北1-27-73	245	045(802)9955	(福)開く会
	グループホーム「今人」	横浜市神奈川区 広台太田町8-3	221	045(413)9486	グループホーム 「今人」運営委員会
	平和ホーム(1)	横浜市都筑区富士見が丘19-11	226	045(382)0518	(福)同愛会
	*平和ホーム(2)	横浜市都筑区富士見が丘19-15	226	045(382)0518	(福)同愛会
	恵和第五めぐみ寮	横浜市保土ヶ谷区今井町577-7	240	045(353)0661	(福)恵和学園
	オリオンの家	横浜市緑区西八朔町575-2	226	045(931)9595	(福)和枝福社会
	ウイズII	横浜市泉区和泉町1942-8	245	045(802)9955	(福)開く会
	*P W L 笹下(1)	横浜市港南区笹下4-1-15	233	045(382)0518	(福)同愛会
	P W L 笹下(2)	横浜市港南区笹下4-1-15	233	045(382)0518	(福)同愛会
	グループホームきゃんぱす	横浜市栄区犬山町60-1	247	045(894)6611	(福)訪問の家
*恵和第六めぐみ寮	横浜市保土ヶ谷区今井町519-73	240	045(353)0661	(福)恵和学園	

市町村	生活ホーム名 (*はグループホーム)	所在地	郵便番号	電話番号	設置運営主体
	ハウス B E E	横浜市都築区東山田町2005	224	045(591)2728	(福)横浜やまびこの里
	レオ 1	横浜市戸塚区矢部町1319	244	045(811)2442	(福)であいの会
	レオ 2	横浜市戸塚区矢部町1319	244	045(811)2442	(福)であいの会
	リンデンバウム 1	横浜市保土ヶ谷区 初音が丘16-5	240	045(373)9667	(福)同 愛 会
	リンデンバウム 2	横浜市保土ヶ谷区 初音が丘16-5	240	045(373)9667	(福)同 愛 会
	*P W L 本牧大里 (1)	横浜市中区本牧大里町113-2	231	045(373)9667	(福)同 愛 会
	P W L 本牧大里 (2)	横浜市中区本牧大里町113-2	231	045(373)9667	(福)同 愛 会
	第 2 オリオンの家	横浜市緑区西八朔町575-2	226	045(931)9595	(福)和 枝 福 社 会
	ベガ サ ス	横浜市都築区川和台11-33	226	045(931)9595	(福)和 枝 福 社 会
	*第 2 ベガサス	横浜市都築区川和台11-32	226	045(931)9595	(福)和 枝 福 社 会
	グリーンハイツ	横浜市都築区見花山3-47	226	045(941)8883	グリーンハイツ運営委員会
	ハーモニー	横浜市港北区大豆戸町538	222	045(435)2740	ハーモニー運営委員会
	ハウス S E A	横浜市都築区荏田南1-6-21	226	045(591)2728	(福)横浜やまびこの里
	白根ホーム第 4	横浜市旭区中白根4-16	241	045(954)5210	(福)白 根 会
	*シリウス	横浜市青葉区さつきが丘2-9	227	045(931)9595	(福)和 枝 福 社 会
	第 2 シリウス	横浜市青葉区さつきが丘2-9	227	045(931)9595	(福)和 枝 福 社 会
	*恵和第 7 めぐみ寮	横浜市保土ヶ谷区今井町577	240	045(353)0661	(福)恵 和 学 園
	*白根ホーム第 2	横浜市旭区白根3-5-8	241	045(953)3307	(福)白 根 会
	コスモスガーデン (1)	横浜市緑区東本郷1-2-31	226	045(373)9667	(福)同 愛 会
	コスモスガーデン (2)	横浜市緑区東本郷1-2-31	226	045(373)9667	(福)同 愛 会
	いづみ	横浜市泉区中田東1-12-6	245	045(803)9637	グループホーム いづみ運営委員会
	第 2 カンガルーの家	横浜市戸塚区名瀬町773-7	245	045(814)1226	グループホーム 第2カンガ ルーの家運営委員会
	ミルクィーウェイ	横浜市青葉区すみよし台21-9	227	045(931)9595	(福)和 枝 福 社 会
	第 2 ミルクィーウェイ	横浜市青葉区すみよし台21-9	227	045(931)9595	(福)和 枝 福 社 会
	グループホーム 来夢	横浜市神奈川区平川町2-1	221	045(482)0774	グループホーム 「今人」運営委員会
	ウイズ III	横浜市泉区中田東3-1-3	245	045(802)9955	(福)開 く 会
	すばる	横浜市緑区霧が丘6-2-9	226	045(931)9595	(福)和 枝 福 社 会
	*第 2 すばる	横浜市緑区霧が丘6-2-9	226	045(931)9595	(福)和 枝 福 社 会
	バイオニアハイツ (1)	横浜市保土ヶ谷区新井町559	240	045(373)9667	(福)同 愛 会
	バイオニアハイツ (2)	横浜市保土ヶ谷区新井町559	240	045(373)9667	(福)同 愛 会
	フローラ伊勢佐木	横浜市中区伊勢佐木町7-150-1	231	045(373)9667	(福)同 愛 会
	恵和第 8 めぐみ寮	横浜市保土ヶ谷区今井町430-1	240	045(353)0661	(福)恵 和 学 園

市町村	生活ホーム名 (*はグループホーム)	所在地	郵便番号	電話番号	設置運営主体
	恵和第9めぐみ寮	横浜市保土ヶ谷区今井町430-1	240	045(353)0661	(福)恵和学園
	グループホームふじだな	横浜市西区久保町36-3	220	045(243)2598	グループホームふじだな運営委員会
	さくらの家	横浜市中区本牧元町41-18	231	045(623)8291	本牧生活の家運営委員会
	市沢ホーム(1)	横浜市旭区市沢町288	241	045(336)0928	(福)借恵園
	市沢ホーム(2)	横浜市旭区市沢町288	241	045(336)0928	(福)借恵園
	ウイズIV	横浜市泉区 中田西1-15-18-A102	245	045(802)9955	(福)開く会
	ほほえみ	横浜市瀬谷区南台1-23-2	246	045(304)0826	グループホームほほえみ 運営委員会
	港北老番館	横浜市港北区綱島西6-21-6	223	045(547)8674	グループホーム港北老番館 運営委員会
	*白根ホーム第6	横浜市旭区中白根4-16	241	045(953)3307	(福)白根会
	レオ3	横浜市戸塚区 矢部町1285-1-101	244	045(811)2442	(福)であいの会
	レオ4	横浜市戸塚区 矢部町1285-1-101	244	045(811)2442	(福)であいの会
	おりもホームI	横浜市保土ヶ谷区 上菅田町1352-15	240	045(373)9667	(福)同愛会
	おりもホームII	横浜市保土ヶ谷区 上菅田町1352-15	240	045(373)9667	(福)同愛会
	未来	横浜市旭区本村町33-2	241	045(366)1447	グループホーム未来 運営委員会
	はまゆう	横浜市磯子区中原1-5-22	235	045(773)7010	グループホームはまゆう 運営委員会
	ビーンズ	横浜市都筑区川和台36-9	224	045(944)2444	グリーンハイツ運営委員会
	万騎が原ハイツ	横浜市旭区万騎が原9-5-A	241	045(381)8750	オニオングループホーム 運営委員会
	川崎市 (28か所)	はぐるま共働学習ホーム	川崎市多摩区菅馬場1-19-25 カーワグランテ201	214	044(935)1242
第2はぐるま共働学習ホーム		川崎市多摩区 宿河原2-28-16-B301	214	044(932)1894	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
第3はぐるま共働学習ホーム		川崎市宮前区初山1-23-14 シャルム初山105	213	044(976)7903	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
ゆきわり荘		川崎市中原区井田中ノ町376	211	044(788)9479	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
第2ゆきわり荘		川崎市中原区井田1431-6	211	044(766)9656	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
第3ゆきわり荘		川崎市高津区明津100 リバーサイドK&T207	213	044(751)3176	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
野の花ホーム		川崎市多摩区菅稲田堤3-5-3	214	044(944)4241	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
明日葉ホーム		川崎市宮前区平14-1-35 アイレックス宮前105	213	044(866)3165	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
しいの実生活ホーム		川崎市高津区明津106-23	213	044(752)7076	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
第2しいの実生活ホーム		川崎市高津区千年727-1	213	044(751)5380	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
あじさい		川崎市麻生区高石4-9-17	215	044(954)9359	(福)なごみ福祉会
生活ホーム宮前こばとの家		川崎市宮前区初山2-22-5	213	044(976)8614	(福)みのり会
生活ホーム風		川崎市麻生区上麻生465-6	215	044(989)6130	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
生活ホームあすか		川崎市川崎区渡田新町2-4-9	210	044(322)3487	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会
生活ホームオリーヴ		川崎市高津区千年923 エクレールタチバナ2F205	213	044(752)2003	(財)川崎市心身障害者 地域福祉協会

市町村	生活ホーム名 (*はグループホーム)	所在地	郵便番号	電話番号	設置運営主体
川崎市	生活ホーム虹	川崎市多摩区登戸2671	214	044(933)2449	(福)なごみ福祉会
	生活ホームあおぞら	川崎市川崎区昭和1-2-21	210	044(266)5463	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
	さつきホーム	川崎市多摩区登戸新町84	214	044(935)0998	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
	第2あおぞらホーム	川崎市川崎区小田6-11-20	210	044(355)9475	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
	第4ゆきわり荘	川崎市中原区井田1431	211	044(798)3645	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
	生活ホーム虹Ⅱ	川崎市多摩区長沢3-1-11	214	044(977)8465	(福)なごみ福祉会
	やすらぎ	川崎市高津区明津34-3	213	044(798)7464	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
	生活ホーム 第2宮前こぼとの家	川崎市宮前区初山2-22-17	213	044(975)1356	(福)みどりのり会
	生活ホームまゆみ	川崎市宮前区土橋3-3-15	213	044(852)7422	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
	みどりホーム	川崎市多摩区菅馬場1-18-17	214	044(946)1343	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
	遊歩	川崎市多摩区 菅仙谷3-1-13-203	214	044(944)9022	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
	生活ホームあじさいⅡ	川崎市多摩区長沢1-19-1	214	044(975)0392	(福)なごみ福祉会
	しいのき生活ホーム	川崎市中原区 木月祇園町257-4	211	044(433)4423	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
	横須賀市 (4か所)	生活ホーム「マリオ」	横須賀市森崎3-4-31	238	0468(37)1431
生活の家あすなろ		横須賀市小矢部4-17-4	238	0468(52)1233	生活の家あすなろ運営委員会
ピノキオ		横須賀市佐原5-7-17	238	0468(37)6100	ピノキオ親の会
第二あすなろ		横須賀市小矢部4-18-11	238	0468(52)1221	あすなろ運営委員会
平塚市 (10か所)	*進和第1生活ホーム	平塚市万田476	254	0463(33)4754	(福)進和学園
	進和第2生活ホーム	平塚市万田598-1	254	0463(33)7143	(福)進和学園
	*進和第3生活ホーム	平塚市万田475-7	254	0463(33)4320	(福)進和学園
	*進和第4生活ホーム	平塚市万田475-7	254	0463(33)8524	(福)進和学園
	あゆみの家	平塚市田村1221	254	0463(54)3499	(福)小百合会
	須賀ホーム	平塚市須賀2666-5	254	0463(24)7422	須賀作業所
	グリーンヒル撫子	平塚市土屋1105	259-12	0463(32)8943	なでしこ福祉会
	ポプリオブ撫子	平塚市御殿3-18-27	254	0463(35)1627	なでしこ福祉会
	H2Oハウス	平塚市平塚4-31-22	254	0463(36)6044	地域作業所第二ひのきの家
	高村ホーム	平塚市高村26 高村団地30-403	254	0463(36)9960	(福)進和学園
鎌倉市 (3か所)	ひしめき海の家	鎌倉市長谷2-20-19	248	0467(24)4024	工房ひしめき
	*清和ホーム	鎌倉市植木92-1	247	0467(46)7538	(福)清和会
	ひしめき木犀の家	鎌倉市手広1652	248	0467(31)5450	工房ひしめき
藤沢市 (4か所)	藤沢市ふれあいセンター 生活ホーム	藤沢市亀井野3099	252	0466(82)9400	(財)藤沢市ふれあい事業団
	*かわせみハイム	藤沢市遠藤東原3225-1	252	0466(88)1108	(福)藤沢育成会

市町村	生活ホーム名 (*はグループホーム)	所在地	郵便番号	電話番号	設置運営主体
	*菜の花ハイム	藤沢市遠藤東原3225-1	252	0466(88)1108	(福)藤沢育成会
	*はとりメイツ	藤沢市羽鳥3-9-26	251	0466(33)9226	(福)藤沢育成会
小田原市 (7か所)	こうみ通勤ホーム	小田原市曾我岸106	250-02	0465(42)3403	(福)永耕会
	*永塚寮	小田原市永塚449-1	250-02	0465(42)0874	(福)永耕会
	*四恩生活ホーム	小田原市浜町1-2-12	250	0465(22)8789	(福)宝安寺社会事業部
	かもめホーム	小田原市永塚311-1	250-02	0465(42)0269	小田原市手をつなぐ親の会
	*生活ホーム「あさ」	小田原市成田954	250	0465(42)2268	(福)永耕会
	*第2永塚寮	小田原市永塚437	250-02	0465(42)1954	(福)永耕会
	第2かもめホーム	小田原市南坂橋2-214	250	0465(23)3910	小田原市手をつなぐ育成会
茅ヶ崎市 (3か所)	生活ホーム朝日塾	茅ヶ崎市赤松町3-44	253	0467(51)2775	地域作業所朝日の里
	生活ホーム朱	茅ヶ崎市東海岸南5-2-29	253	0467(57)2084	地域作業所工房朱
	下宿屋	茅ヶ崎市香川266 ウィルヒルズ湘南A-102, 202	253	0467(52)9828	(福)湘南福祉センター
相模原市 (14か所)	あいおい	相模原市相生4-2-19	229	0427(56)9900	相模福祉村ホーム連絡協会
	生活ホーム横山	相模原市横山3-1-12	229-11	0427(51)0997	相模福祉村ホーム連絡協会
	*リリーハイム	相模原市下溝603-14	229	0427(77)1353	(福)すずらの会
	メントハウスA	相模原市新磯野2-40-1	228	0427(60)3170	(福)県央福祉会
	生活ホームわたぼうし	相模原市田名6706-8	229-11	0427(61)7788	生活ホーム わたぼうし運営委員会
	*ワイビレッジ	相模原市双葉2-4-5	228	0427(48)9709	(福)すずらの会
	レスパイトさざんか	相模原市東林間1-13-14	228	0427(44)3241	さざんかの会
	生活ホームわたぼうしII	相模原市田名7422-1	229-11	0427(60)0033	生活ホーム わたぼうし運営委員会
	生活ホームさくら	相模原市相原4-23-17	229-11	0427(71)7639	さくら会
	パークハウス	相模原市南台6-2-7	228	0427(66)7808	(福)すずらの会
	生活ホーム緑	相模原市田名6138-1 カメラウッド田名202	229-11	0427(51)2671	相模福祉村ホーム連絡協会
	ワイビレッジ2	相模原市双葉2-4-5	228	0427(48)9709	(福)すずらの会
	パークハウス2	相模原市南台6-2-17 パークサイドハウス3-103	228	0427(66)7808	(福)すずらの会
	生活ホーム第2さくら	相模原市相原4-23-17 スターハイツ2 101, 103	229-11	0427(70)6331	さくら会
秦野市 (3か所)	*秦野精華園生活ホーム	秦野市南矢名9-1	257	0463(77)7116	(福)かながわ共同会
	*かがやきホーム	秦野市戸川453-7	259-13	0463(75)4760	(福)寿徳会
	秦野精華園第2生活ホーム	秦野市鶴巻1776	257	0463(77)8811	(福)かながわ共同会
厚木市 (6か所)	すぎな会生活ホーム	厚木市長谷1653-6	243	0462(47)0311	(福)すぎな会
	*宮郷寮	厚木市上荻野878-1	243-02	0462(41)1621	(福)紅梅会
	*山王寮	厚木市尾尾4-26-10	243-02	0462(41)1621	(福)紅梅会

市町村	生活ホーム名 (*はグループホーム)	所在地	郵便番号	電話番号	設置運営主体
	あすかの	厚木市上萩野878-1	243-02	0462(41)1621	(福)紅梅会
	すぎな会第2生活ホーム	厚木市長谷1653-6	243	0462(50)4522	(福)すぎな会
	あおぞらホーム	厚木市上萩野4271	243-02	0462(42)9080	(福)かながわ共同会
大和市 (6か所)	ゆりの木ホーム	大和市柳橋2-8-13	242	0462(67)9760	(福)県央福祉会
	*第2ゆりの木ホーム	大和市柳橋5-4-5	242	0462(67)7956	(福)県央福祉会
	*第3ゆりの木ホーム	大和市柳橋2-1-12	242	0462(68)3692	(福)県央福祉会
	*第4ゆりの木ホーム	大和市柳橋5-10-10	242	0462(69)8880	(福)県央福祉会
	さんさんホーム	大和市柳橋1-7-3	242	0462(62)3292	(福)県央福祉会
	第5百合の木ホーム	大和市柳橋2-8-13	242	0462(69)8880	(福)県央福祉会
	海老名市 (3か所)	生活ホーム「みずき寮」	海老名市門沢橋2082-3	243-04	0462(38)4270
あおき寮		海老名市国分南1-14-14	243-04	0462(33)2047	海老名市手をつなぐ育成会
コマチハイツ		海老名市東柏ヶ谷2-20-6	243-04	0462(34)6495	(福)鎌倉保育園
座間市 (1か所)	生活寮「いのうえホーム」	座間市入谷4-2719-1	228	0462(52)9645	座間市手をつなぐ親の会
綾瀬市 (5か所)	*ハイムひまわり	綾瀬市寺尾北1-12-13	252	0467(77)6611	(福)鎌倉保育園
	*小園ホーム	綾瀬市小園1234-6 サンハイツC棟	252	0467(77)3916	(福)唐池学園
	第二小園ホーム	綾瀬市小園1234-4-5 サンハイツA、B棟	252	0467(77)3916	(福)唐池学園
	*ニューハイムひまわり	綾瀬市寺尾北1-12-13	252	0467(77)6611	(福)鎌倉保育園
	第三小園ホーム	綾瀬市小園1234-4	252	0467(78)4178	(福)唐池学園
大磯町 (4カ所)	*さざんかホーム	中郡大磯町国府本郷1308	259-01	0463(61)1519	(福)素心会
	*第2さざんかホーム	中郡大磯町国府本郷1308	259-01	0463(61)1519	(福)素心会
	*第一つばきホーム	中郡大磯町国府本郷1308	259-01	0463(71)1255	(福)素心会
	*第二つばきホーム	中郡大磯町国府本郷1308	259-01	0463(71)1255	(福)素心会
二宮町 (4カ所)	*かめりあ第1ホーム	中郡二宮町富士見が丘22	259-01	0465(43)1147	(福)よるべ会
	*かめりあ第2ホーム	中郡二宮町富士見が丘22	259-01	0465(43)1147	(福)よるべ会
	*ナスカの家	中郡二宮町一色1119-7	259-01	0465(43)1147	(福)よるべ会
	*一色ハウス	中郡二宮町一色1180-2	259-01	0465(43)1147	(福)よるべ会
真鶴町 (1か所)	*喜心寮	足柄下郡真鶴町真鶴513-1	259-02	0465(68)1533	(福)宝安寺社会事業部
能力開発 センター	七沢学園 精神薄弱者生活ホーム	厚木市七沢516	243-01	0462(49)2305	(福)神奈川県総合リハビリ テーション事業団

平成9年度 国・神奈川県・横浜市・川崎市の
グループホーム、生活ホームの補助額

国		神奈川県	
		設置費	50万円(県10/10)
基本	(月額) (4人) 1人あたり 64,100円×4人×12カ月 (5人) 1人あたり 51,280円×5人×12カ月 (6人) 1人あたり 42,730円×6人×12カ月 (7人) 1人あたり 36,630円×7人×12カ月	一般入居者	1人月額87,000円 ×人数×12カ月 (県・市1/2)
	(月額) (4人) 1人あたり128,200円×4人×12カ月 (5人) 1人あたり115,380円×5人×12カ月 (6人) 1人あたり106,830円×6人×12カ月 (7人) 1人あたり100,730円×7人×12カ月 対象者：A1、A2	重度者	国の4人あたり月額 1人月額 128,200円 ×人数×12カ月 (県・市1/2) 対象者：A1、A2

市町村独自補助内容(補助事業のみ)

	横須賀市	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	相模原市
設置費	整備費 50万円	30万円		50万円	
家賃補助	家賃½ 上限月額10万円				家賃½ 上限月額12万円
建設補助			建設費の½ 上限5000万円		
特別奨励補助	年額 4万円				

横 浜 市		川 崎 市	
初度調弁費 整備費	50万円 306.2万円	設 置 費	100万円
基 本 型	1人月額 89,400円 ×人数×12カ月	基 本	1人月額 87,000円 ×人数×12カ月
介 助 型	1人月額 153,600円 ①身体障害者手帳1、2級 対 ②IQ35以下の者 象 ③身体障害者手帳が3級で 者 かつIQ50以下の者 ④行動障害 一定の行動障害のある者	重 度 者	1人月額150,260円 ×人数×12カ月 対 ①IQ35以下の者 象 ②身体障害者手帳が3級で 者 かつIQ50以下の者
家賃補助	1/2補助 月額上限額177,000円	家賃補助	月額上限額120,000円
体験入居費	基本型 1人3,000円(1泊) 本年度予算延べ 264回 介助型 1人5,100円 本年度予算延べ 429回		
事務費	年間 30万円	事務費	1 社会法人に対して 年間 30万円
		代替職員雇 い上げ費	1日×7000円×1/2 年60回まで

厚 木 市	座 間 市
家賃½ 上限月額10万円	家賃全額 月額 10.3万円

*** 横浜市 A 型の**

(財) 浜市在宅障害者援護協会より補助される
運営委員会方式のグループホームには、

○地域活動支援事業のグループホーム支援として

①緊急時支援事業

職員の病気・事故等による人的支援が必要に
なった時

1ホーム×6,930円×(年)17回/年
平成9年度 33ホーム予算

②運営経費支援

不意の利用者退居したホームに対し、3ヶ月
を限度として運営基本費(退居した利用者分
の運営月額)をみる。

平成 9年11月 4日

各障害者地域作業所長 殿
各 位

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
会 長 高 下 昇
(公 印 省 略)

生活ホーム(グループホーム)に対する 意識調査実施について(お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会は、毎年地域作業所の実態調査を実施し、それをもとに地域のなかでの活動や生活を求めている利用者、によりよい支援体制をとることができるように関係各機関に対して要望活動を実施してきました。

現在 地域作業所は、通所施設を利用している人よりはるかに多くの人を受止めています。そして、いろいろな生き方を選択した利用者個人に対して、地域作業所はできる範囲で支援の方法を模索しています。そのために、障害を持つ当事者の方や家族が何を求め、不安を抱えているかを敏感に感じて問題提起していくことが求められていると思います。またそれを推めることによって、地域福祉は一層推進していくと思います。

そこで今回、地域の生活の場のひとつの選択肢である生活ホーム(グループホーム)について地域作業所利用者関係者がどの位関心があるのか調査を実施し、既存の生活ホーム(グループホーム)の方達と話し合いをもち、によりよい地域生活を送るための連携を作りたいと考えています。

大変、お忙しい中恐縮ですが、是非、趣旨をおくみ取り下さり、調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

期 日：平成9年11月25日(火) 必着

アンケート回収方法：各地区責任者回収

利用者向け

質問書

おとし _____ さい

性別 (せいべつ) ・ 男 (おとこ) ・ 女 (おんな)

1. 将来 (しょうらい) どういうところで生活 (せいかつ) したいですか?

- ・ 親、兄弟 (おや、きょうだい) といっしょ
- ・ ひとりぐらし
- ・ 生活 (せいかつ) ホーム、グループホーム
- ・ 施設 (しせつ)
- ・ わからない

2. なぜそういう生活 (せいかつ) をしてみたいとおもいましたか?

3. 生活 (せいかつ) ホーム、グループホームをしていますか?

- ・ はい
- ・ いいえ

4. 生活 (せいかつ) ホーム、グループホームを見学 (けんがく) したことがありますか?

- ・ はい
- ・ いいえ

5. 生活 (せいかつ) ホームにたいしてどういのおもいをもっていますか?

いくつでも○をしてもよいです

- ・ 利用 (りよう) してみたいと思う
- ・ はいりたくないと思う
- ・ 世話人 (せわにん) がいて安心 (あんしん) だとおもう
- ・ 自由 (じゆう) がない
- ・ 利用料 (りようりょう) がたかい
- ・ 部屋 (へや) がせまい
- ・ たのしそうだっ
- ・ そのた ()

6. なにかごいけんがあれば自由 (じゆう) にかいてください。

家族向け

年代 代

本人との続柄

1. 子供の将来の生活の場についてどうお考えですか？

- ・家族とともに生活が続ける
- ・施設
- ・ひとり暮らし
- ・生活ホーム、グループホーム
- ・わからない

2. その理由についてお聞きます。

3. 生活ホーム、グループホームを知っていますか？

- ・はい
- ・いいえ

4. 生活ホーム、グループホームを見学したことがありますか？

- ・はい
- ・いいえ

5. 生活ホーム、グループホームに対してどういう思いをもっていますか？

- ・いいと思う点

- ・不安な点

6. その他ご意見があれば自由にお書き下さい。

職員向け

- ・性別
- ・年代 代
- ・作業所勤続年数 年
- ・作業所の運営主体 法人 非法人

1. 生活ホーム、グループホームのことを利用者に対し説明したことがありますか？

- ・ある
- ・ない

2. あると答えた方におききます。

どういう説明の仕方をしましたか？（複数回答可）

- ・口頭で
- ・文書で
- ・テレビ、ビデオ
- ・見学
- ・その他（ ）

3. ないと答えた方にお聞きします。

どうして説明されていないのでしょうか？（複数回答可）

- ・必要性がなかった
- ・利用者からの声がなかった
- ・時間がなかった
- ・制度についてよく知らない
- ・その他（ ）

4. 知的障害者が地域で生活する上で生活ホーム、グループホームの必要性を感じますか？

- ・はい
- ・いいえ

その理由についてお書き下さい。

5. 作業所と生活ホーム、グループホームとの間で交流、情報交換をしていますか？

- ・はい
- ・いいえ

6. 作業所として将来生活ホーム、グループホームを作ること考えていますか？（作業所単独でなくても可）

- ・はい
- ・いいえ

7. 生活ホーム、グループホームを作る上での問題点がありますか？

ま と め

今回の生活ホーム（グループホーム）についての調査の出発点は、障害者地域作業所に通っている利用者の方が地域で暮らすひとつの選択肢である生活ホーム（グループホーム）について、どれくらい知っているのか、また家族や職員はどのような思いを抱いているのか、そして生活ホーム等についての情報を彼らに提供しているのか・・・ということからでした。

毎年実施する神奈川県内の地域作業所実態調査の中でも、主たる支援者である両親の高齢化の問題は顕著です。そして家族が支援できなくなった時に、本人が地域での生活を望んだ場合、私たち関係者は支援をどのようにしていったらよいのか大きな悩みです。

今回利用者の方達のいただいている率直な思いは、私たちに本人を主体とした支援のあり方を改めて問いかけてくれました。

また、家族の方は、多くの不安を抱いていることも、何に不安をもっているかも率直に書いてくれました。このことが、このアンケートを実施した中で一番重みのあることだと思います。

今後、地域作業所と生活ホーム（グループホーム）との交流や、情報交換を積極的に推進し、利用者や家族の抱えている不安を取りのぞくための運動を共にしていくとともに、利用者や家族の方により多くの情報を提供していくことが求められていると思います。

- ◎ 神奈川県福祉部障害福祉課
〒231-8588 横浜市中区日本大通り1 045(201)1111 代表
- ◎ 横浜市福祉局障害福祉課
〒231-81480 横浜市中区港町1-1 045(671)2121 代表
- ◎ 川崎市健康福祉局障害福祉課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 044(200)2111 代表

(生活ホーム・グループホーム開設のための問い合わせ先)

〈県 域〉

- ホームの場所が市域の場合・・・各市福祉事務所
- ホームの場所が町村域の場合・・・県保健福祉事務所

〈横 浜 市〉

- A型(運営委員会)・・・(財)横浜市在宅障害者援護協会
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752
横浜ポール3F
045(471)0556 代表
- B型(法人)・・・横浜市福祉局障害福祉課
045(671)2121 代表

〈川 崎 市〉

- 運営委員会・・・(財)川崎市心身障害者地域福祉協会
〒210-0853 川崎市川崎区田島町6-3
044(333)8366
川崎市健康福祉局障害福祉課
044(200)2111 代表
- 法 人

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会調査・研究部員名簿

	氏 名	地 区 名	所 属
調査・研究部担当副会長	海原 泰江	横須賀地区	あまね共同作業所
調査・研究部部长	矢沢 洋	湘南・東地区	木曜クラブ
調査・研究部副部长	薄葉 雄一	県央地区	大和福田作業所
調査・研究部員	秋元 俊雄	川崎地区	小倉旭作業所
調査・研究部員	石井 明光	相模原地区	マープリングハウス
調査・研究部員	小川ハルヒ	湘南・西地区	福祉作業所第二ひのきの家
調査・研究部員	横溝 泰世	西湘地区	福祉作業所うぐいすの家
調査・研究部員	国分 達也	県央地区	大和すずな作業所
調査・研究部員	開発 正明	湘南・西地区	ひこうき雲
調査・研究部員	佐々木画生	横浜地区	障害者地域活動ホーム いずみ 会館
調査・研究部員	内田 真一	横浜地区	ともしびの家

この報告書は、(財)日揮社会福祉財団の助成金より作成しています。

1998年 3月 4日発行 昭和51年12月22日第三種郵便物認可
KSK 通刊1815号(毎月12回2.3.4.5のつく日発行)
発行 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752
編集 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
県社会福祉会館内 045-311-1421内222

頒価 800円